

I. 整備事業関係

1. 法令等

(1) 道路運送車両法(抜粋)

制 定 昭和26年6月1日 法律第185号

最終改正 令和5年6月16日 法律第63号

第47条（使用者の点検及び整備の義務） 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

第47条の2（日常点検整備） 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

第48条（定期点検整備） 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ該当各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他国土交通省令で定める自家用自動車 3月

(2) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 6月

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項の中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

第49条（点検整備記録簿） 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 点検の年月日

(2) 点検の結果

(3) 整備の概要

(4) 整備を完了した年月日

(5) その他国土交通省令で定める事項

2 自動車（第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の使用者は、当該自動車について特定整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置（第41条第2項に規定する自動運行装置をいう。）を

取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第3号から第5号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第2項において準用する第47条の2第3項の規定による必要な整備として当該特定整備をしたとき及び第78条第4項に規定する自動車特定整備事業者が当該特定整備を実施したときは、この限りでない。

3 点検整備記録簿の保存期間は、国土交通省令で定める。

第77条（自動車特定整備事業の種類） 自動車特定整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の特定整備を行う事業をいう。以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 普通自動車特定整備事業（普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。）
- (2) 小型自動車特定整備事業（小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。）
- (3) 軽自動車特定整備事業（検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。）

第78条（認証） 自動車特定整備事業を經營しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

- 2 自動車特定整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。
- 3 自動車特定整備事業の認証には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 4 前項の条件は、自動車特定整備事業の認証を受けた者（以下「自動車特定整備事業者」という。）が行う自動車の特定整備が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該自動車特定整備事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第79条（申請） 自動車特定整備事業の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その役員の氏名
 - (2) 自動車特定整備事業の種類
 - (3) 事業場の所在地
 - (4) 前条第2項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けようとする者にあっては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲
- 2 前項の申請書には、その申請が次条第1項各号に掲げる要件に適合するものであることを証する書面を添付しなければならない。
 - 3 地方運輸局長は、自動車特定整備事業の認証を申請した者に対し、前2項に規定するもののほか、その者の登記事項証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

第80条（認証基準） 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車特定整備事業の認証をしなければならない。

- (1) 当該事業場の設備及び従業員が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- (2) 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ 第93条の規定による自動車特定整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者（当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第103条第2項の公示の日前60日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。二において同じ。）であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ、ロ又は二のいずれかに該当するもの。

ニ 法人であつて、その役員のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

2 前項第1号の規定による基準は、自動車特定整備事業の種類別に自動車の特定整備に必要な最低限度のものでなければならない。

第81条（変更届等） 自動車特定整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から30日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 法人にあつては、その役員の氏名

(3) 事業場の所在地

(4) 事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの

2 自動車特定整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

第89条（標識） 自動車特定整備事業者は、事業場において、公衆の見やすいように、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

2 自動車特定整備事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

第90条（自動車特定整備事業者の義務） 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

第91条（特定整備記録簿） 自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 登録自動車にあつては自動車登録番号、第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号

(2) 特定整備の概要

(3) 特定整備を完了した年月日

(4) 依頼者の氏名又は名称及び住所

(5) その他国土交通省令で定める事項

2 自動車特定整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した特定整備記録簿の写しを交付しなければならない。

3 特定整備記録簿は、その記載の日から2年間保存しなければならない。

第91条の2（設備の維持等） 自動車特定整備事業者は、当該事業場に関し、第80条第1項第1号の規定による基準に適合するように設備を維持し、及び従業員を確保しなければならない。

第91条の3（遵守事項） 自動車特定整備事業者は、第89条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な

運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

第92条（改善命令） 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の事業場の設備及び従業員が第80条第1項第1号の規定による基準に適合せず、又はその業務の運営に関し前条の国土交通省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該自動車特定整備事業者に対し、その設備及び従業員を基準に適合させるため、またはその業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第93条（事業の停止等） 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、3月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 第78条第2項の規定による業務の範囲の限定又は同条第3項の規定により認証に付した条件に違反したとき。
- (3) 第80条第1項第2号イ、ハ又はニに掲げる者となったとき。

第95条（自動車整備振興会） 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その名称中に自動車整備振興会の文字を用いるものは、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保するため、次に掲げる事業を行うことを目的とするものでなければならない。

- (1) 自動車整備振興会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、若しくはあつせんすること。
- (3) 講演又は講習を行うこと。
- (4) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
- (5) 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車特定整備事業者その他の者の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。
- (6) 広報を行うこと。

第96条 前条の法人以外の者は、その名称中に自動車整備振興会の文字を用いてはならない。

(2) 道路運送車両法施行規則(抜粋)

第3条 (特定整備の定義) 法第49条第2項の特定整備とは、第1号から第7号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第8号若しくは第9号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

- (1) 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (2) 動力伝達装置のクラッチ、（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）トランスミッション、プロペラ・シャフト、デファレンシャル又はドライブ・シャフトを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (3) 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスルシャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く。）の整備又は改造
- (4) かじ取装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取ホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (5) 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (6) 緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (7) けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (8) 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。）
 - イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー
 - ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機
 - ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス
- (9) 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

第57条 (認証基準) 法第80条第1項第1号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、次に掲げる作業場及び別表第4に掲げる規模の車両置場を有するものであること。
 - イ 分解整備を行う場合にあっては、別表第4に掲げる規模の屋内作業場
 - ロ 電子制御装置整備を行う場合にあっては、別表第4に掲げる規模の電子制御装置点検整備作業場。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限る。次号において同じ。）と兼用することができる。
- (2) 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。
- (3) 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

- (4) 事業場は、別表第5に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。
- (5) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及び運行補助装置の機能の調整（第62条の2の2第1項第6号において「エーミング作業」という。）に必要な機器を入手することができる体制を有すること。
- (6) 事業場には、2人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。
- (7) 事業場において特定整備に従事する従業員について、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たすこと。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

少なくとも1人の自動車整備士技能検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする特定整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第62条の2の2第1項第7号イ及びハにおいて同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

少なくとも1人の自動車整備士技能検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。ハ前段並びに第62条の2の2第1項第7号ロ及びハにおいて同じ。）に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は同規則の規定による1級2輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

第58条（変更届出事項） 法第81条第1項第4号に規定する事業場の設備は、屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

第62条（標識の様式） 法第89条の様式は、第20号様式による。（P9 第20号様式）

第62条の2（特定整備記録簿の記載事項） 法第91条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定整備時の総走行距離
- (2) 第62条の2の2第1項第7号に規定する整備主任者の氏名
- (3) 自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

第62条の2の2（自動車特定整備事業者の遵守事項） 法第91条の3の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が5人以下である場合

ロ 自ら管理するウェブサイトを持していない場合

(P264 法施行規則一部改正、P87 業務連絡)

- (2) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- (3) 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- (4) 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- (5) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- (6) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。
- (6の2) エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。
- (6の3) 検査整備用電子情報処理組織（車載式故障診断装置の診断の結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。
- (6の4) 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは、正確な情報を記録すること。
- (7) 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも1人に特定整備及び

法第91条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

(8) 整備主任者であって次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。

イ 整備主任者として新たに届け出た者

ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

(9) 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から15日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

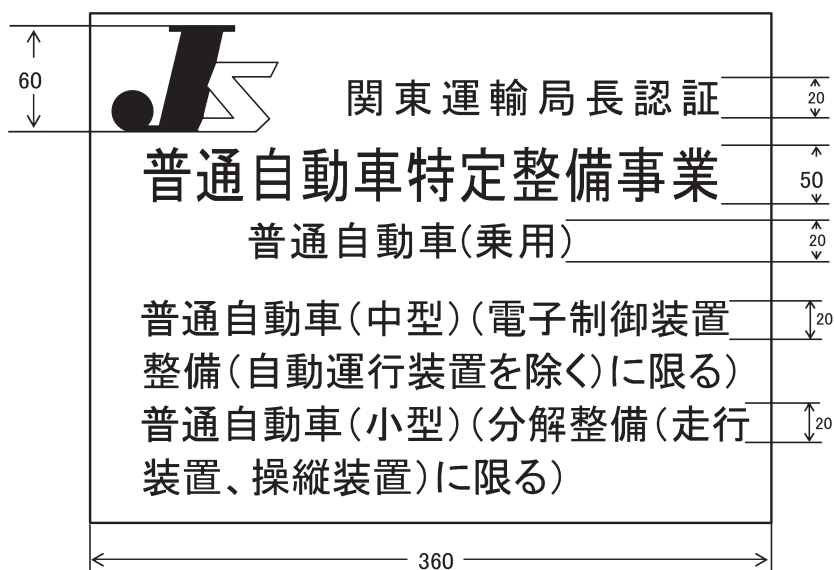
(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

(2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

(3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第3号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第1項第7号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第3号の者が第1項第7号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

第20号様式（自動車特定整備事業者の標識）（第62条関係）



備考

- (1) 自動車特定整備事業者の標識は、図示の例により、自動車特定整備事業者の標章、認証を行った地方運輸局長名、自動車特定整備事業の種類及び対象とする自動車の種類をそれぞれ表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車（大型）	（普通自動車のうち車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員30人以上のものを対象とする場合に限る。）
普通自動車（中型）	（普通自動車のうち最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。）
普通自動車（小型）	（普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものであって、普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）以外のものを対象とする場合に限る。）
普通自動車（乗用）	（普通自動車のうち普通自動車(大型)及び普通自動車(中型)及び普通自動車(小型)以外のものを対象とする場合に限る。）
小型四輪自動車	
小型三輪自動車	
小型二輪自動車	
軽自動車	
大型特殊自動車	

- (2) 自動車特定整備事業の種類が二種類以上にわたるものにあつては「^{普通}_{小型}自動車特定整備事業」のよ
うに表示すること。この場合において、「普通」及び「小型」の文字は、図示の寸法にかかわらず、縦
25ミリメートルとする。
- (3) 対象とする整備の種類又は装置を限定する場合は、図示の例により、その旨を表示すること。
- (4) 対象とする自動車の種類のうち、対象とする装置を限定しないものが4以上のときは、左右二列に
配置すること。
- (5) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。
- (6) 標識は、金属製又は合成樹脂製とすること。
- (7) 標識の塗色は、第3条第1号から第7号までに掲げる分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う
事業場のものにあつては若草色地に黒文字、それ以外のものにあつては橙黄色地に黒文字とし、標章
は赤色とすること。

(3) 自動車点検基準

制 定 昭和26年8月10日 運輸省令第70号
最終改正 令和5年10月20日 国土交通省令第86号

第1条（日常点検基準） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第47条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第48条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車 別表第1（※P14）
- (2) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車 別表第2（※P14）

第2条（定期点検基準） 法第48条第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車（被けん引自動車を除く。）別表第3（※P15）
- (2) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車（被けん引自動車に限る。）別表第4（※P18）
- (3) 法第48条第1項第2号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）別表第5（※P19）
- (4) 法第48条第1項第2号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）別表第5の2（※P22）
- (5) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）別表第6（※P24）
- (6) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）別表第7（※P26）

第3条 法第48条第1項第1号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 車両総重量8トン以上の自家用自動車
- (2) 車両総重量8トン未満で乗車定員11人以上の自家用自動車
- (3) 次に掲げる自動車であって、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の規定により受けた許可に係る自家用自動車（前2号に掲げるもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）を除く。）
 - イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車
 - ロ 専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車
 - ハ 人の運送の用に供する三輪自動車
 - ニ 散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車
 - ホ 大型特殊自動車
 - ヘ 検査対象外軽自動車

2 法第48条第1項第2号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 法第61条第2項第2号に規定する自家用乗用自動車
- (2) 患者の輸送の用に供する車その他特種の用に供する検査対象軽自動車（人の運送の用に供する三輪のものを除く。）

3 法第48条第1項第2号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（前項に規

定するものを除く。)

- (2) 道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車
- (3) 貨物の運送の用に供する自家用普通自動車及び小型自動車
- (4) 専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車及び小型自動車
- (5) 自家用三輪自動車
- (6) 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)
- (7) 自家用大型特殊自動車
- (8) 自家用検査対象外軽自動車(二輪の軽自動車を除く。)

第4条(点検整備記録簿の記載事項等) 法第49条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録自動車にあつては自動車登録番号、法第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
- (2) 点検又は特定整備時の総走行距離
- (3) 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所(点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあつては、その者の氏名又は名称)

2 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第2条第1号から第4号に掲げる自動車にあつては1年間、同条第5号及び第6号に掲げる自動車にあつては2年間とする。

第5条(点検等の勧告に係る基準) 法第54条第4項の国土交通省令で定める劣化又は摩耗により生ずる状態(法第71条の2第2項において準用する場合を含む。)は、別表第8に掲げるとおりとする。

2 法第54条第4項の国土交通省令で定める点検(法第71条の2第2項において準用する場合を含む。)は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車(被けん引自動車を除く。) 別表第3に定める12月ごとに行う点検
- (2) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車(被けん引自動車に限る。) 別表第4に定める12月ごとに行う点検
- (3) 法第48条第1項第2号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第5に定める12月ごとに行う点検
- (4) 法第48条第1項第2号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第5の2に定める12月ごとに行う点検
- (5) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第6に定める2年ごとに行う点検
- (6) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第7に定める2年ごとに行う点検

第6条(自動車車庫の基準) 法第56条の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 自動車車庫は、自動車車庫以外の施設と明りように区画されていること。
- (2) 自動車車庫の面積は、常時保管しようとする自動車について、第1条に定める日常点検並びに当

該自動車の清掃及び調整が実施できる十分な広さを有すること。

- (3) 自動車車庫は、左の表に掲げる測定用器具、作業用器具、工具及び手工具（当該自動車車庫に常時保管しようとするすべての自動車に備えられているものを除く。）を有すること。

測 定 用 器 具	作 業 用 器 具、工 具	手 工 具
イ 物さし又は巻尺 ロ タイヤ・ゲージ ハ タイヤ・デプス・ゲージ ニ （蓄電池の充放電の測定具）	イ ジャッキ又はリフト ロ 注油器 ハ ホイール・ナット・レンチ ニ 輪止め ホ （タイヤの空気充てん具） ヘ （グリース・ガン） ト （点検灯） チ （トルク・レンチ）	イ 両口スパナ ロ ソケット・レンチ ハ プラグ・レンチ ニ モンキー・レンチ ホ プライヤ ヘ ペンチ ト ねじ回し チ （ハンド・ハンマ） リ （点検用ハンマ）
プラグ・レンチについては、ジーゼル自動車のみの車庫には適用しない。 括弧内のものは、有していることが望ましいものを示す。		

第 7 条（自動車の点検及び整備に関する情報） 法第 5 7 条の 2 第 1 項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 当該自動車の販売を開始した日から 6 月以内に行うこと。
 - (2) 自動車特定整備事業者又は使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少数生産車であること等により当該提供を受ける者が限定される場合又は次項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定により情報を提供する場合にあっては、この限りでない。
 - (3) 自動車特定整備事業者又は使用者が第 3 項第 3 号に規定する作業機械(自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与するものに限る。)の情報をを用いて点検及び整備をすることができるよう、当該作業機械を提供すること。
 - (4) 提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。
- 2 前項の規定による提供は、次のとおりとすることができる。
- (1) 有償（合理的かつ妥当な金額であって、不当に差別的でないものに限る。）とすること。
 - (2) 自動運行装置その他点検及び整備のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用する装置に係る情報を提供する場合にあっては、当該情報の提供を受ける者を、当該情報に基づく点検及び整備を適確に実施するに足る能力及び体制を有することが確認された者に限ること。
 - (3) 当該自動車の流通の状況からみて当該提供を受ける者が著しく少数となった場合においては、当該提供を終了すること。
- 3 法第 5 7 条の 2 第 1 項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。
- (1) 自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号
 - (2) 道路運送車両法施行規則(昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号)第 4 5 条の 4 第 2 号に規定する装置の構造及び作動条件に関する情報
 - (3) 法第 4 9 条第 2 項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、自動車の点検及び整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める情報

第 8 条 法第 57 条の 2 第 2 項の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検（法第 47 条の 2 及び第 48 条の規定によるものを除く。）の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

附 則〔昭和 26 年 8 月 10 日 運輸省令第 70 号〕（抄）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和 26 年 7 月 1 日から適用する。

）

附 則〔令和 5 年 10 月 20 日 国土交通省令第 86 号〕抜粋

この省令は令和 5 年 12 月 21 日から施行する。

別表第1（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）（第1条関係）

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 (※1) 4 溝の深さが十分であること。 (※2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリー	(※1) 液量が適当であること。
4 原動機	(※1) 1 冷却水の量が適当であること。 (※1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (※1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (※1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (※1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャー及びワイパー	(※1) 1 ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (※1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注) ① (※1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 ② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

別表第2（自家用乗用自動車等の日常点検基準）（第1条関係）

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 4 溝の深さが十分であること。
3 バッテリー	液量が適当であること。
4 原動機	1 冷却水の量が適当であること。 2 エンジン・オイルの量が適当であること。 3 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 4 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャー及びワイパー	1 ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第2条、第5条関係）

点検時期 点検箇所		3 月 ごと	1 2 月ごと （3 月ごとの点検に次 の点検を加えたもの）
か じ 取 り 装 置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		1 油漏れ 2 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類	（※2）緩み、がた及び損傷	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル	（※2）連結部のがた	
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	1 ベルトの緩み及び損傷 （※2）2 油漏れ及び油量	取付けの緩み
制 動	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク	液量	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ		機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	機能
	ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ及びリレー・バルブ		機能
	倍力装置		1 エア・クリーナの詰まり 2 機能
	ブレーキ・カム		摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 （※2）2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
装 置	バック・プレート		バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	（※2）1 ディスクとパッドとのすき間 （※2）2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及びライニング	1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間	1 ライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
	二重安全ブレーキ機構		機能
走行装置	ホイール	（※2）1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み （※2）3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	（※3）1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

緩 衝 装 置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	コイル・サスペンション		1 スプリングの損傷 2 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション	1 エア漏れ (※2) 2 ベローズの損傷 (※2) 3 取付部及び連結部の緩み及び損傷	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	
動 力 伝 達 装 置	クラッチ	1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2 作用 3 液量	
	トランスミッション及びトランスファ	(※2) 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	(※2) 連結部の緩み	1 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2 継手部のがた 3 センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル	(※2) 油漏れ及び油量	
電 気 装 置	点火装置	(※2)(※4) 1 点火プラグの状態 (※7) 2 点火時期	(※7) ディストリビュータのキャップの状態
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
原 動 機	本体	(※2) 1 エア・クリーナ・エレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	燃料漏れ	
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1 メターリング・バルブの状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態

警音器、窓拭き器、洗 浄液噴射装置、デフロ スタ及び施錠装置		作用
エグゾースト・パイ プ及びマフラ	(※2) 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュ レータ及びアンローダ・バルブの機 能
高圧ガスを燃料とす る燃料装置等	1 導管及び継手部のガス漏れ及び 損傷 (※8) 2 ガス容器及びガス容器附 属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※3) 3 スペアタイヤ取付装置の 緩み、がた及び損傷 (※3) 4 スペアタイヤの取付状態 (※3) 5 ツールボックスの取付部 の緩み及び損傷	
連結装置		1 カブラの機能及び損傷 2 ピントル・フックの磨耗、亀裂及 び損傷
座席		(※1) 座席ベルトの状態
開扉発車防止装置		機能
その他	シャシ各部の給油脂状態	(※5)(※6) 車載式故障診断装置 の診断の結果

(注) ① (※1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。

② (※2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2,000km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

③ (※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

④ (※4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

⑤ (※5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。

⑥ (※6) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第74号）に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもって代えることができる。

⑦ (※7) 印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。

⑧ (※8) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

別表第4（被牽引自動車の定期点検基準）（第2条、第5条関係）

点検時期 点検箇所		3 月 ごと	1 2 月ごと (3 月ごとの点検に次 の点検を加えたもの)
制 動 装 置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	機能
	リレー・エマージェンシ・バルブ		機能
	ブレーキ・カム		磨耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 (※1) 2 シューの摺動部分及びライニングの磨耗	ドラムの磨耗及び損傷
	バック・プレート		バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	(※1) 1 ディスクとパッドとのすき間 (※1) 2 パッドの磨耗	ディスクの磨耗及び損傷
走行装置	ホイール	(※1) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	(※2) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション	1 エア漏れ (※1) 2 ベローズの損傷 (※1) 3 取付部及び連結部の緩み及び損傷	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	
装電 置気	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
	エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	
	車枠及び車体	1 緩み及び損傷 (※2) 2 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※2) 3 スペアタイヤの取付状態 (※2) 4 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
	連結装置		1 カブラの機能及び損傷 2 キング・ピン及びルネット・アイの磨耗、亀裂及び損傷
	その他	シャシ各部の給油脂状態	

(注) ① (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2,000Km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第2条、第5条関係）

点検箇所		点検時期 6 月 ごと	1 2 月ごと （6 月ごとの点検に次 の点検を加えたもの）
か じ 取 り 装 置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		取付けの緩み
	ロッド及びアーム類		1 緩み、がた及び損傷 2 ボール・ジョイントのダストブーツの亀裂及び損傷
	ナックル		連結部のがた
	かじ取り車輪		（※1） ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	1 油漏れ及び油量 2 取付けの緩み
制 動 装 置	ブレーキ・ペダル	（※1） 1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 （※1） 2 ブレーキの効き具合	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合
	駐車ブレーキ機構	（※1） 1 引きしろ （※1） 2 ブレーキの効き具合	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク		液量
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ		機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ及びリレー・バルブ		機能
	倍力装置		1 エア・クリーナの詰まり 2 機能
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	1 シューの摺動部分及びライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及びパッド		1 ディスクとパッドとのすき間 2 パッドの摩耗 3 ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及びライニング		1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間 3 ライニングの摩耗 4 ドラムの摩耗及び損傷
	二重安全ブレーキ機構		機能
	走行装置 ホイール	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	（※4） 1 タイヤの状態 2 フロント・ホイール・ベアリングのがた 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

緩 衝 装 置	リーフ・サスペンション		1 スプリングの損傷 2 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	コイル・サスペンション		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	ショックアブソーバ		油漏れ及び損傷
動 力 伝 達 装 置	クラッチ	1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2 作用	液量
	トランスミッション及びトランスファ	(※4) 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	(※4) 連結部の緩み	1 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2 継手部のがた 3 センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル	(※4) 油漏れ及び油量	
電 気 装 置	点火装置	(※4)(※5) 1 点火プラグの状態 (※8) 2 点火時期	(※8) ディストリビュータのキャップの状態
	バッテリー		ターミナル部の接続状態
	電気配線		接続部の緩み及び損傷
原 動 機	本体	1 排気の状態 (※4) 2 エア・クリーナ・エレメントの状態 (※2) 3 エア・クリーナの油の汚れ及び量	低速及び加速の状態
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置		燃料漏れ
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1 メターリング・バルブの状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		(※1) 1 配管等の損傷 (※1) 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 (※1) 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
	警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		作用

エグゾースト・パイプ 及びマフラ		(※４) １ 取付けの緩み及び損傷 ２ マフラの機能
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュ レータ及びアンローダ・バルブの機 能
高圧ガスを燃料とする 燃料装置等	１ 導管及び継手部のガス漏れ及び損 傷 (※９) ２ ガス容器及びガス容器附属 品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体		緩み及び損傷
座席		(※３) 座席ベルトの状態
その他	シャシ各部の給油脂状態	(※６)(※７) 車載式故障診断装置 の診断の結果

(注) ① (※１) 印の点検は、大型特殊自動車にあっては、行わなくてもよい。

② (※２) 印の点検は、大型特殊自動車に限る。

③ (※３) 印の点検は、道路運送法第８０条第１項の規定により受けた許可に係る自動車に限る。

④ (※４) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が６月当たり４,０００km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

⑤ (※５) 印の点検は、点火プラグが白金又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

⑥ (※６) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。

⑦ (※７) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもって代えることができる。

⑧ (※７) 印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。

⑨ (※９) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

別表第5の2（有償で貸し渡す自家用二輪自動車等の定期点検基準）（第2条、第5条関係）

点検箇所		点検時期	6 月 ごと	12 月 ごと （6 月ごとの点検に次 の点検を加えたもの）
かじ取り装置	ハンドル			操作具合
	フロント・フォーク		ステアリング・ステムの軸受部のがた	1 損傷 2 ステアリング・ステムの取付状態
制動装置	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー		1 遊び 2 ブレーキの効き具合	
	ロッド及びケーブル類		緩み、がた及び損傷	
	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ		液漏れ	機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー		(※1) 1 ドラムとライニングとのすき間 (※1) 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及びパッド		(※1) 1 ディスクとパッドとのすき間 (※1) 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール		(※1) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (※1) 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた (※1) 4 リヤ・ホイール・ベアリングのがた	
緩衝装置	サスペンション・アーム			連結部のがた及びアームの損傷
	ショック・アブソーバ			油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ		クラッチ・レバーの遊び	作用
	トランスミッション		(※1) 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト			継手部のがた
	チェーン及びスプロケット		1 チェーンの緩み 2 スプロケットの取付状態及び摩耗	
	ドライブ・ベルト		(※1) 摩耗及び損傷	

電気装置	点火装置	(※1)(※2) 1 点火プラグの状態 2 点火時期	
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	
	電気配線		接続部の緩み及び損傷
原動機	本体	(※1) 1 エア・クリーナ・エレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	1 燃料漏れ 2 リンク機構の状態 3 スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの作動状態	
	冷却装置	水漏れ	
ばい煙悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローパイ・ガス還元装置		配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 二次空気供給装置の機能 2 配管の損傷及び取付状態
	エグゾースト・パイプ及びマフラ	(※1) 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
	高圧ガスを燃料とする燃料装置等	1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 (※3) 2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
	フレーム	緩み及び損傷	
	その他	シャシ各部の給油脂状態	

- (注) ① (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされている時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- ② (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
- ③ (※3) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。

別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第2条、第5条関係）

点検時期 点検箇所		1 年 ごと	2 年 ごと （1 年ごとの点検に次 の点検を加えたもの）
か じ 取 り 装 置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		（※1）取付けの緩み
	ロッド及びアーム類		（※1）1 緩み、がた及び損傷 2 ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	かじ取り車輪		（※1）ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	1 油漏れ及び油量 （※1）2 取付けの緩み
制 動 装 置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	液漏れ	機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	（※1）1 ドラムとライニングとのすき間 （※1）2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及びパッド	（※1）1 ディスクとパッドとのすき間 （※1）2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
	ホイール	（※1）1 タイヤの状態 （※1）2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	（※1）1 フロント・ホイール・ベアリングのがた （※1）2 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩 衝 装 置	取付部及び連結部		緩み、がた及び損傷
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷
動 力 伝 達 装 置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	
	トランスミッション及びトランスファ	（※1）油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	（※1）連結部の緩み	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	デファレンシャル		（※1）油漏れ及び油量
電 気 装 置	点火装置	（※1）（※2）1 点火プラグの状態 （※4）2 点火時期 （※4）3 ディストリビュータのキャップの状態	
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	
	電気配線		接続部の緩み及び損傷

原 動 機	本体	1 排気の状態 (※1) 2 エア・クリーナ・エレメントの状態	
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置		燃料漏れ
	冷却装置	1 ファン・ベルトの緩み及び損傷 2 水漏れ	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1 メターリング・バルブの状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
	エグゾースト・パイプ及びマフラ	(※1) 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
	高压ガスを燃料とする燃料装置等	1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 (※5) 2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
	車枠及び車体		緩み及び損傷
	その他	(※3) 車載式故障診断装置の診断の結果	

- (注) ① 法第6 1 条第2 項の規定により自動車検査証の有効期間を3 年とされた自動車にあっては、2 年目の点検は1 年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3 年目の点検は2 年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。
- ② (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1 年当たり5,000 Km 以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- ③ (※2) 印の点検は、点火プラグが白金又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
- ④ (※3) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもって代えることができる。
- ⑤ (※4) 印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。
- ⑥ (※5) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

別表第7（二輪自動車の定期点検基準）（第2条、第5条関係）

点検時期 点検箇所		1 年 ごと	2 年ごと （1 年ごとの点検に次 の点検を加えたもの）
か じ 取 り 装 置	ハンドル		操作具合
	フロント・フォーク	ステアリング・ステムの軸受部のがた	1 損傷 2 ステアリング・ステムの取付状態
制 動 装 置	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	1 遊び 2 ブレーキの効き具合	
	ロッド及びケーブル類	緩み、がた及び損傷	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	液漏れ	機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	(※1) 1 ドラムとライニングとのすき間 (※1) 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及びパッド	(※1) 1 ディスクとパッドとのすき間 (※1) 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール	(※1) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (※1) 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた (※1) 4 リヤ・ホイール・ベアリングのがた	
緩衝装置	サスペンション・アーム		連結部のがた及びアームの損傷
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	クラッチ・レバーの遊び	作用
	トランスミッション	(※1) 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト		継手部のがた
	チェーン及びスプロケット	1 チェーンの緩み 2 スプロケットの取付状態及び摩耗	
	ドライブ・ベルト	(※1) 磨耗及び損傷	
電気装置	点火装置	(※1) (※2) 1 点火プラグの状態 2 点火時期	
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	
	電気配線		接続部の緩み及び損傷

原 動 機	本体	(※1) 1 エア・クリーナ・エレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	1 燃料漏れ 2 リンク機構の状態 3 スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの作動状態	
	冷却装置	水漏れ	
	有害な煙、悪臭のあるガス等の発散防止装置		配管の損傷
ばい煙、悪臭のあるガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 二次空気供給装置の機能 2 配管の損傷及び取付状態
エグゾースト・パイプ及びマフラ		取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 (※3) 2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
フレーム		緩み及び損傷	
その他		シャシ各部の給油脂状態	

- (注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあっては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。
- ② (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり1,500Km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- ③ (※2) 印の点検は、点火プラグが白金又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
- ④ (※3) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。

別表第8（劣化又は摩耗により生ずる状態）（第5条関係）

装 置	劣 化 又 は 摩 耗 に よ り 生 ず る 状 態
か じ 取 り 装 置	1 ハンドルの操作具合の不良 2 ギヤ・ボックスの油漏れ 3 ロッド類又はアーム類の緩み、がた又は損傷 4 ロッド類又はアーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂又は損傷 5 かじ取り車輪のホイール・アライメントの不良 6 パワー・ステアリング装置のベルトの緩み又は損傷 7 パワー・ステアリング装置の油漏れ 8 フロント・フォークの損傷 9 フロント・フォークのステアリング・ステムの取付状態の不良 10 フロント・フォークのステアリング・ステムの軸受部のがた
制 動 装 置	1 主制動装置のきき具合の不良 2 駐車ブレーキのきき具合の不良 3 ホース又はパイプの漏れ、損傷又は取付状態の不良 4 マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ又はディスク・キャリパの液漏れ
走 装 行 置	1 フロント・ホイール・ベアリングのがた 2 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩 装 衝 置	1 スプリングの損傷（エア・スプリングのエア漏れを含む。） 2 緩衝装置の取付部又は連結部の緩み、がた又は損傷 3 ショック・アブソーバの油漏れ又は損傷
動 力 伝 達 装 置	1 トランスミッション又はトランスファの油漏れ 2 プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフトの連結部の緩み 3 プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフトの自在継手部のダスト・ブーツの亀裂又は損傷 4 デファレンシャルの油漏れ 5 チェーンの緩み 6 スプロケットの取付状態の不良又は摩耗
原 動 機	1 排気の状態の不良 2 潤滑装置の油漏れ 3 燃料装置の燃料漏れ 4 冷却装置のファン・ベルトの緩み又は損傷 5 冷却装置の水漏れ
そ の 他	1 一酸化炭素等発散防止装置の触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み又は損傷 2 エグゾースト・パイプ又はマフラの取付けの緩み又は損傷 3 マフラの機能の不良

2. 通達等

(1) 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(抜粋)

国自整第353号

令和2年4月1日

改正 国自整第266号

令和5年3月27日

自動車局長

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第79条による自動車特定整備事業の認証申請、法第94条に基づく優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）第3条による優良自動車整備事業者の認定申請及び法第94条の2に基づく指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）第1条による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いのほか、法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い、整備主任者に対する法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する研修の実施及び自動車検査員に対する指定自動車整備事業規則第14条に規定する研修の実施等について、今般、別添のとおり、体系的に整理するとともに、新たに「自動車整備事業の取扱い及び指導要領」として一本化し、令和2年4月1日から施行することとしたので、自動車特定整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定及び指定自動車整備事業の指定等に係る業務については、これにより取り扱うとともに、自動車特定整備事業者、優良自動車整備事業者及び指定自動車整備事業者を指導されたい。

また、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領」の制定に伴い、下記の通達については廃止することとする。

なお、関係団体には別紙のとおり通知したので申し添える。

記

1. 自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）（平成14年7月1日付け国自整第63号）
2. 優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）（昭和42年1月21日付け自整第7号）
3. 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて（平成7年3月27日付け自技第43号、自整第63号）
4. 整備主任者の研修について（平成10年11月24日付け自整第187号）
5. 自動車検査員の研修実施要領について（平成15年12月17日付け国自整第123号）
6. 「指定自動車整備事業規則等の取扱いについて（依命通達）」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」の一部改正について（平成7年3月27日付け自整第62号）

別添

自動車整備事業の取扱い及び指導要領

目 次

第1節 用語の定義

第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等

第1節 用語の定義

この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 「法」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）をいう。
- (2) 「施行規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）をいう。
- (3) 「優良規則」とは、優良自動車整備事業者認定規則（昭和 26 年運輸省令第 72 号）をいう。
- (4) 「指定規則」とは、指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）をいう。
- (5) 「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）をいう。
- (6) 「特定整備」とは、法第 49 条第 2 項に規定する特定整備をいう。
- (7) 「分解整備」とは、施行規則第 3 条第 1 号から第 7 号までに規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (8) 「電子制御装置整備」とは、施行規則第 3 条第 8 号又は第 9 号に規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (9) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による自動車整備士をいう。

第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

法第 79 条による自動車特定整備事業の認証申請等の取扱いについては、施行規則の規定によるほか、別添 1 「自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。

第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

法第 94 条による優良自動車整備事業者の認定申請等の取扱いについては、優良規則の規定によるほか、別添 2 「優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領」により取り扱うものとする。

第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

- 1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。
- 2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第94条の5第2項、第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、別添3の3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」により取り扱うものとする。

第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等

整備主任者及び自動車検査員等の研修等においては、次に掲げる事項により行うものとする。

1 整備主任者研修の実施事項

法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する研修については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和58年5月23日付け、自整第126号、自安第100号）による取扱いのほか、次に掲げる事項について、別添4「整備主任者研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の構造及びその整備の方法
- ② 自動車の検査方法
- ③ 自動車整備検査用機械器具の取扱方法
- ④ 整備事業に関する法令及び通達その他整備主任者に必要な事項

2 自動車検査員研修の実施事項

法第94条の4に基づき指定自動車整備事業者が選任し、届け出のあった自動車検査員に対する指定規則第14条に規定する研修については、次に掲げる事項について、別添5「自動車検査員研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の取扱方法
- ③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項

3 自動車検査員教習の実施事項

自動車検査員教習については、次に掲げる事項について行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の構造及び取扱方法
- ③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項

4 整備主任者等資格取得講習の実施事項

整備主任者等資格取得講習については、次に掲げる事項について、「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について」（令和2年2月6日付け国自整第265号）により行うものとする。

- ① 自動車特定整備事業（電子制御装置整備に係る項目に限る。）に係る法令及び運用等に関すること。
- ② 電子制御装置整備に関し、保有する自動車整備士資格において不足する知識及び技能を補うものであって、実務として発生する整備作業を含むこと。

附則

1. 本規定は、令和2年4月1日から施行する。
2. 別紙2中種別B欄（電子制御装置点検整備作業場を除く。）の基準については、平成8年6月30日以前に、優良自動車整備事業者の認定を受けた者（事業場の位置を変更するものを除く。）にあつては、廃止前の「指定自動車整備事業規則等の取扱について（依命通達）」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」の一部改正について」（平成7年3月27日付け自整第62号）の改正前の種別B欄の基準とする。
3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号。以下「改正省令」という。）附則第8条の規定において、法第94条第1項の規定による優良自動車整備事業者の認定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
 - (1) 令和3年10月1日以前に、優良自動車整備事業者の認定の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと
 - (2) 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であつて、令和6年3月31日までに優良自動車整備事業者の認定（優良自動車整備事業者認定規則第5条及び第6条に係る認定に限る。）を受けようとしていること
4. 改正省令附則第9条の規定において、法第94条の2第1項の規定による指定自動車整備事業の指定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
 - (1) 令和3年10月1日以前に、指定自動車整備事業者の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと
 - (2) 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であつて、令和6年3月31日までに指定自動車整備事業の指定を受けようとしていること
5. 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定自動車整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章

又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。
7. 本規定の施行の際現に、平成22年4月30日以前に指定自動車整備事業者が配布を受けた適合証綴にあつては、廃止前の「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」（平成7年3月27日付け自技第43号、自整第63号）によりなお従前の例によるものとする。

附則（令和5年3月27日国自整第266号）

1. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。なお、検査用スキャンツールに係る申請又は届出以外のものに関しては、令和6年9月30日までの間、従前の例とすることができる。
2. 令和6年10月1日において、道路運送車両法第94条の2第1項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（検査用スキャンツールに係る申請又は届出をした者を除く。）については、令和6年10月1日以後、初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例によるものとする。
3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第66号。）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされている者にあつては、検査用スキャンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断装置の診断の結果についての検査が対象外となる自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5第2の第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

別添 1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

目 次

- 第 1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等
- 第 2 自動車特定整備事業の認証における取扱い
- 第 3 自動車特定整備事業者の遵守事項等
- 第 4 エーミング作業を実施する場所
- 第 5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示

第 1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙 1 によることとする。

第 2 自動車特定整備事業の認証における取扱い

- 1 自動車特定整備事業に係る従業員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- 2 作業機械等については、優良自動車整備事業に係る機械工具及び計器類と兼用しても差し支えない。
- 3 整備作業等に支障がないと判断される場合には、自動車特定整備事業の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場については、それぞれ優良自動車整備事業に係る作業場及び車両置場と兼用しても差し支えない。
- 4 電子制御装置点検整備作業場については、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用しても差し支えない。この場合において、完成検査場で行える作業は、電子制御装置整備のうち施行規則第 3 条第 8 号ハに係る作業以外とする。

5 施行規則第 3 条第 8 号ハに係る作業の取扱い

電子制御装置整備のうち施行規則第 3 条第 8 号ハに係る作業（当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。）については、事業場の敷地内（完成検査場及び車両置場を除く。）で実施することができる。

また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。

- (1) 8(2)に掲げる規模の作業場を有すること。
- (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね 1 時間以内の位置にあること。

6 離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い

事業場の所在地と所在地を異にする作業場（電子制御装置点検整備作業場に限る。以下「離れた作業場」という。）については、自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね 1 時間以内の位置にある場合には、当該作業場を事業場の一部として扱うことができる。

7 電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の共同使用

次に掲げる要件を満たすときは、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を他

の事業者と共同使用することができる。

- (1) 共同使用とする電子制御装置点検整備作業場及び車両置場（以下「電子制御装置点検整備作業場の共用設備」という。）は、これを使用しようとする事業者の事業場と電子制御装置点検整備作業場の共用設備との間の道路交通の状況、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく整備作業を行うことができる位置にあり、自動車により電子制御装置点検整備作業場の共用設備に至る所要時間が、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (2) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての事業者の整備能力に対応したものであり、活用度合等において、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。
- (3) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の共同使用に関して、契約等の書面により、これを使用しようとする全ての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。この場合において、共同使用のための契約は、これを使用しようとする事業者が、複数の事業者と交わしたものであっても差し支えない。
- (4) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を使用して電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。この場合において、当該共用設備に附置されている車両置場の広さは、当該共用設備を常時使用する自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

8 電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する取扱い

電子制御装置整備のみを行う事業場であって離れた電子制御装置点検整備作業場を設けようとする場合には、次に掲げる要件を満たす場所を事業場の所在地とすること。この場合において、事業場の所在地は、(1)の場所とし、離れた電子制御装置点検整備作業場には、電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

- (1) 電子制御装置整備に付随して行われる事務作業等をするための事務所等を有すること。
- (2) 下表に掲げる規模の作業場を有すること。

対象とする自動車の種類	作業場の規模の基準	
	間口	奥行
普通自動車(車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。)	3メートル	11メートル
普通自動車(最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。)	3メートル	8メートル

普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものに限り、上二欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	6メートル
普通自動車(上三欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	5.5メートル
四輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
三輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
軽自動車	2メートル	3.5メートル

第3 自動車特定整備事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2に規定する自動車特定整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 定期点検整備作業に係る料金の掲示

(1) 事業場における点検又は整備の作業に係る料金の掲示の内容は、次のとおりとする。

ア 施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点検時期別の料金を記載したものであること。

イ 掲示する料金により行う整備の作業の内容を明確にしたものであること。

(2) 料金を掲示する場所は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見やすい位置とする。

2 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供

(1) 点検又は整備の作業の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について行うものとする。

(2) 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業も行うものとする。

また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。

3 料金の請求

依頼者から依頼されない点検又は整備を不当に行い、その料金を請求するとは、依頼された点検又は整備の作業と技術的にみて関連性がないと認められる点検又は整備の作業を行い、その料金を請求することをいう。

4 不正改造の禁止

保安基準に適合しなくなるように自動車の改造を行うことには、当該作業を他の

事業者（下請事業者を含む。）に依頼して行う場合を含む。

5 法第 57 条の 2 第 1 項の情報に基づく必要な点検及び整備の実施

電子制御装置整備を行う場合にあっては、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づいた手順、条件等において作業を実施しないと作業の完了に支障がある作業については、当該情報に基づいて点検及び整備を実施すること。

6 エーミング作業の実施における必要な措置

施行規則第 3 条第 8 号に規定する運行補助装置の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を実施した場合において、その後、エーミング作業の実施が必要となるため、エーミング作業が実施できるよう作業場内の障害物となるものを移動させるなどして必要な空間を確保するとともに、エーミング作業を行う自動車に合ったターゲット等を準備するなど、エーミング作業を適切に実施すること。

また、やむを得ず、エーミング作業を他の電子制御装置整備の認証を受けている自動車特定整備事業者に委託する場合には、確実にエーミング作業が実施されるよう委託すること。

7 離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備の取扱い

離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有する事業場にあつては、次に掲げる事項を満たすものであること。

- (1) 電子制御装置整備を行うため、当該事業場と離れた作業場間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分な安全措置を講じた上で移動させること。
- (2) 事業者は、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の使用状況等を確実に把握し、適切に当該作業場及び作業機械等の保守管理を実施するものであること。

第 4 エーミング作業を実施する場所

エーミング作業を実施するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。

第 5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示

1 認証を受けた自動車特定整備事業者が事業場に掲げる法第 89 条に基づく標識の塗色は次のとおりとする。

- (1) 施行規則第 20 号様式備考（7）「施行規則第 3 条第 1 号から第 7 号までに掲げる分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場」とは、対象とする自動車のうち、少なくとも一つの対象自動車において、分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場をいい、その場合の標識の塗色は、若草色とする。
- (2) (1)以外の事業場の標識の塗色は、橙黄色とする。

- 2 対象とする整備の種類又は装置を限定する場合は、施行規則第 20 号様式（自動車特定整備事業者の標識）の図示の例により、その旨を表示すること。ただし、「電子制御装置整備（運行補助装置に限る）」場合にあっては、「電子制御装置整備（自動運行装置を除く）」と表示すること。

別紙 1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

1 法第 79 条第 1 項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第 2 項、第 3 項に基づく書面は次のとおりとする。(法第 79 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項)

(1) 記載項目

- ア 申請者の氏名又は名称及び住所
- イ 申請者が法人の場合にあっては、役員の氏名及び役職名
- ウ 受けようとする自動車特定整備事業の種類
- エ 事業場の名称及び所在地
- オ 電子制御装置点検整備作業場の所在地（事業場と所在地を異にする場合に限る。）
- カ 電子制御装置整備（施行規則第 3 条第 8 号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規則第 3 条第 8 号ハに掲げる作業を行う事業者が契約を交わした施行規則第 3 条第 8 号ハに係る作業を行う事業場の所在地
- キ 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類
- ク その他業務の範囲の限定

(2) 添付書面

- ア 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面
- イ 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の写し等申請者を特定できる書面
- ウ 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証（写し）等事業場の所在地を証する書面
- エ 法第 80 条第 1 項第 2 号各号に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
- オ 法第 80 条第 1 項第 1 号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面
 - (ア) 設備の基準に係る事項（施行規則第 57 条第 1 号から第 5 号まで）
 - a 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - b 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - c 電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - d 部品整備作業場の面積
 - e 車両置場の間口、奥行
 - f 作業機械の種類毎の名称、能力、数
 - g 作業計器の種類毎の名称、能力、数
 - h 点検計器及び点検装置の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。）、能力、数
 - i 工具の種類毎の名称、能力、数

- j 作業場等平面図（作業場名（優良自動車整備事業者の認定を受けている者であって、自動車特定整備事業の屋内作業場と兼用している場合は、各々の事業場名）、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載したもの）
- k 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面
上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。
- 1 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面
- (イ) 従業員に係る事項（施行規則第57条第6号及び第7号）
整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員の数
- カ 土地の使用に係る契約書（離れた作業場を有する場合に限る。）
- 2 法第81条から法第83条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。（法第81条から第83条まで）
 - (1) 記載項目
 - ア 届出者の氏名又は名称及び住所
 - イ 事業場の名称及び所在地
 - ウ 届出に係る事項
 - エ 認証番号
 - (2) 添付書面
 - ア 事業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等変更された事項を証する書面（法第81条第1項第1号）
 - イ 役員の変更等に係る届出の場合は、ア並びに変更された役員（新任及び解任）の氏名及び役職名を記載した書面（法第81条第1項第2号）
 - ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1(2)ウの書面（法第81条第1項第3号）
 - エ 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの変更に係る届出の場合は、1(2)オ(ア) j 及び変更となった屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さを記載した書面（法第81条第1項第4号）
 - オ 事業の廃止に係る届出の場合は、事業を廃止する理由を記載した書面（法第81条第2項）
 - カ 事業の相続、合併及び分割に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等事業の相

続、合併及び分割の事実を証する書面（法第 82 条第 2 項）

キ 事業の譲渡に係る届出の場合は、譲渡証明書等事業の譲渡の事実を証する書面（法第 83 条第 2 項）

3 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（施行規則第 62 条の 2 の 2 第 2 項）

(1) 記載項目

ア 届出者の氏名又は名称及び住所

イ 統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

ウ 認証番号

エ 選任する整備主任者の氏名及び生年月日

オ 統括管理業務の開始日

カ 整備主任者を解任する場合は、解任した整備主任者の氏名及び解任年月日

(2) 添付書面

ア 分解整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に基づく一級又は二級の整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し

イ 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、同規則第 57 条第 7 号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し又は一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写し

ウ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）にあつては、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写しを、一級二輪若しくは二級の整備士にあつては、施行規則第 57 条第 7 号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し

4 電子制御装置点検整備作業場の共用設備に係る添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を 1 つの書面に記載しても良い。

ア 当該作業場及び車両置場の管理責任者の氏名

イ 当該作業場の所在地

ウ 当該作業場の共同使用の管理者の氏名又は名称

なお、自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証番号

エ 当該作業場の共同使用に関する契約書の写し

オ 当該作業場の位置及び面積並びに車両置場の位置を記載した書面

5 施行規則第 3 条第 8 号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面は、電子制御装置整備（施行規則第 3 条第 8 号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規則第 3 条第 8 号ハに掲げる作業を行う事業者が契約していることを証する書面の写し

(2) 分解整備の定義に関する照会について

自 整 第 2 5 2 号

平成7. 1 0. 2 5

標記について、下記1のとおり照会があり、下記2のとおり申立者に対し回答したので、通知します。

記

1. 照会内容

- (1) カムシャフトは形状によって、分解整備に該当するか。
- (2) ターボチャージャーの追加又は交換は、分解整備に該当するか。

2. 回答内容

- (1) 形状に係わらず、原動機の脱着を伴わない単なるカムシャフトの交換は、分解整備に該当しない。しかしながら、交換の際、原動機の脱着を伴う場合は分解整備に該当する。
- (2) 原動機の脱着を伴わない単なるターボチャージャーの追加又は交換は、分解整備に該当しない。しかしながら、追加又は交換の際、原動機の脱着を伴う場合は分解整備に該当する。

※参考 P 32 「道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について」

(3) 分解整備の定義に関する照会について

自 整 第 2 4 号

平成8．1．29

標記について、下記1のとおり照会があり、下記2のとおり申立者に対し回答したので、通知します。

記

1. 照会内容

- (1) 重要保安部品4品目（ショック・アブソーバ（これに付随するコイルばねを含む。）、ストラット（これに付随するコイルばねを含む。）、パワー・ステアリング及びトレーラ・ヒッチ）が分解整備の定義から削除されたのはいつからか。
- (2) 重要保安部品4品目（ショック・アブソーバ（これに付随するコイルばねを含む。）、ストラット（これに付随するコイルばねを含む。）、パワー・ステアリング及びトレーラ・ヒッチ）を取り外す際に、他の分解整備の定義に該当する部位を取り外して行う作業は、分解整備に該当するか。
- (3) ディスク・ブレーキのキャリパを取り外さずに、ブレーキパッドを交換する作業は、分解整備に該当するか。
- (4) リア・ブレーキ・ドラムを取り外し、再度組付けるという作業はそれだけで分解整備に該当するか。

2. 回答内容

- (1) 平成7年10月20日
- (2) 該当する。
- (3) 該当しない。しかしながら、キャリパの一部を取り外して行う場合は、分解整備に該当する。
- (4) 該当する。

(4) 分解整備の定義に関する照会について

自 整 第 1 7 2 号

平成 9 . 1 0 . 6

標記について、平成 8 年 1 月から平成 9 年 7 月までの主な照会内容及び回答内容を別紙のとおりまとめましたので通知します。

別紙

分解整備の定義に関する主な照会内容等一覧

照 会 事 項	回 答 内 容
1. シリンダヘッドの交換は分解整備に該当するか	1. 該当しない
2. タイミングベルトの交換は分解整備に該当するか	2. 該当しない
3. ストラットの交換は分解整備に該当するか	3. 該当しない
4. ギヤボックスの交換は分解整備に該当するか	4. 該当する
5. パワーステアリングの交換は分解整備に該当するか	5. 該当しない
6. ストラットの交換の際、タイロッドエンドを取り外して行う場合は分解整備に該当するか	6. 該当する
7. ドラムブレーキを取り外して、再度組み付ける作業は分解整備に該当するか	7. 該当する
8. ショックアブソーバを交換する際に、ブレーキキャリパを外さなければならないものは、分解整備に該当するか	8. 該当する
9. ブレーキキャリパの一方を持ち上げて、ブレーキパッドを交換することは分解整備に該当するか	9. 該当する
10. ブレーキキャリパを取り外さずに、ブレーキパッドを交換した場合は分解整備に該当するか	10. 該当しない

(5) 道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について

国自整第275号の2
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車工業会会長 殿
日本自動車輸入組合理事長 殿
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿
一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長 殿
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会会長 殿
一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿
全国自動車電装品整備商工組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本解釈に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈

I 特定整備の解釈

自動車の構造及び装置は自動車によって異なることから、以下では、特定整備に該当する主要な作業を例示する。

なお、ここでいう「取り外し」、「取付位置若しくは取付角度の変更」及び「機能の調整」には、作業の過程における、自動車を保安基準に適合しない状態に至らしめる行為も含まれる。

また、「整備又は改造」とは、自動車について何らかの変化を施す作業全般をいう。特に、整備とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他の自動車の構造又は装置の機能を正常に保つ又は正常に復するための作業（行為）をいう。

1 分解整備（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第3条に規定するものをいう。）について

(1) 原動機（施行規則第3条第1号関係）

原動機について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 原動機関係

シリンダブロック（ただし、二輪にあつてはクランクケース。また、シリンダブロックの取り外しを伴うフライホイールを含む。）

(2) 動力伝達装置（施行規則第3条第2号関係）

動力伝達装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① クラッチ関係（二輪の小型自動車は除く。）

クラッチのリリースフォーク、リリースベアリング、ダイヤフラムスプリング、クラッチディスク、クラッチカバー、プレッシャープレート及びプレッシャースプリング

② ギヤ関係

マニュアルトランスミッション、オートマチックトランスミッション、トルクコンバータ（CVTを含む。）、トランスファ、トランスアクスル、デファレンシャル、差動制限装置、ファイナルギヤ

③ 推進軸・駆動軸関係

プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、センタベアリング、ドライブシャフト、等速ジョイント

(3) 走行装置（二輪の小型自動車は除く。）（施行規則第3条第3号関係）

走行装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 懸架・回転装置

フロントアクスル、フロントナックルスピンドル、フロントホイールベアリング及びフロントキングピン並びに前輪独立懸架装置のサスペンションアーム、ナックルスピンドル、ホイールベアリング及びキングピン並びにリヤアクスルシャフト

(4) かじ取り装置（施行規則第3条第4号関係）

かじ取り装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① ステアリング操作機構関係

かじ取りフォーク

② ステアリングギヤ機構関係

ギヤボックス

③ リンク機構関係

ドラックリンク、ピットマンアーム、タイロッド、タイロッドエンド、リレーロッド、アイドラアーム、ナックルアーム、ベルクランク、セクタアーム、リンクロッド、スレーブレバー

(5) 制動装置（施行規則第3条第5号関係）

制動装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① ドラムブレーキ関係

ブレーキドラム（二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く。）、ブレーキシュー、ホイールシリンダ、バックプレート、シューアジャスタ、ブレーキスプリング

② ディスクブレーキ関係

ブレーキキャリパ（ブレーキキャリパの取り外しを伴うブレーキパッドを含む。）、シリンダ、ピストン、ブレーキディスク

③ ホース、パイプ、バルブ関係

ホース、パイプ、リレーバルブ、チェックバルブ、ダブルチェックバルブ、プロポーショニングバルブ、セーフティバルブ、セーフティシリンダ、メーターリングバルブ、レギュレータバルブ、ABS アクチュエータ、ABS モジューレータ、ASR モジューレータ

④ 分配・倍力関係

マスタシリンダ、ブレーキチャンバ、倍力装置

(6) 緩衝装置（施行規則第3条第6号関係）

緩衝装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 緩衝関係

リーフスプリング、エアスプリング

(7) 連結装置（施行規則第3条第7号関係）

連結装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 連結装置関係

キングピン、カプラ、ルネットアイ、ピントルフック

(8) 付随作業が分解整備に該当するもの

① ストラットを取り外して自動車を整備又は改造する際にブレーキホースを取り外して自動車を整備又は改造するもの。

② パワーステアリング装置を取り外して自動車を整備又は改造する際にギヤボックスを取り外して自動車を整備又は改造するもの。

2 電子制御装置整備（施行規則第3条に規定するものをいう。）について

(1) 運行補助装置（施行規則第3条第8号関係）

- ① アからエのいずれかの取り外し
- ② アからエのいずれかの取付位置若しくは取付角度の変更
- ③ ア又はイの機能の調整（スキャンツールを用いて電子的な調整又はECUの学習（コーディング）を行うもの。ECUの作動に影響を及ぼすことのない故障コードの読取及び消去を除く。）

ア センサー

前方をセンシングするための単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー、赤外線レーザー、LiDAR等をいう。かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすことのないソナー等を除く。

イ 電子計算機

ECU（Electronic Control Unit）をいう。

ウ 自動車の車体前部

バンパ、グリルをいう。直接センサーと接していなくとも、当該車体前部の脱着によりセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む。

エ 窓ガラス

アのセンサーが外部の状況を検知するための映像又は外部の状況を検知するために発した信号が透過する窓ガラス（直接センサーと接していなくとも、当該ガラスの脱着によりセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む。）

なお、施行規則第3条第8号柱書のかじ取り装置については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に規定する自動命令型操舵機能（協定規則第79号におけるCategoryB1に該当するものに限る。）をいい、制動装置は細目告示に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。

(2) 自動運行装置（施行規則第3条第9号関係）

道路運送車両法第41条第1項に規定する自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造、その他当該自動運行装置に係るセンサー等の機能の調整等であって当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれのある自動車の整備又は改造

II 特定整備の解釈に関する問合せ窓口

この通達に示した作業は一般的な例であるため、全ての整備作業を網羅したものではない。したがって、この他不明な点については特定整備の定義に関する問合せ窓口において対応する。

（窓口の連絡先）

国土交通省自動車局整備課整備係

住 所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号：03-5253-8111（内線42412）

FAX番号：03-5253-1639

(6) 路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

国自整第 194 号

令和 2 年 10 月 29 日

近畿運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

事故や故障等により道路上等に停止する自動車（以下「路上故障車等」という。）によって、他の交通の妨げになり二次的な事故等につながるおそれがある場合には、当該自動車をその場から緊急的に退避させる必要がある。この場合において、当該自動車を必要最小限に移動させるために行う道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 3 条各号に規定する装置の取外し、取付け又は運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更行為については、今般、下記のとおり整理したので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 路上故障車等を必要最小限に移動させるために行う装置の取外し行為及び運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的としていないことから、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 49 条第 2 項の「自動車の整備又は改造」に該当せず、同項の「特定整備」に該当しない。
2. 施行規則第 3 条各号に規定する装置の取外し行為を行った後の整備若しくは改造（取付け）については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的とする行為が含まれていることから「特定整備」に該当する。ただし、自動車特定整備事業者が路上故障車等を必要最小限の移動をさせるため、必要最小限の応急的な措置として特定整備を行った後に、当該事業者の事業場において、当該応急措置部分に付随する整備作業及び整備主任者によるできれば確認業務等が行われる場合にあっては、当該整備作業を前提とした一連の作業であることから、必要最小限の応急的な措置として行った特定整備については、事業場外の作業であっても、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 126 号）及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 127 号）によらず、行政処分の対象とはしないこととする。

(7) 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

国自整第 197 号

令和 2 年 11 月 11 日

国自整第 124 号

最終改正 令和 5 年 9 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。

今般、特定整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場等からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

(P279 関連一部改正 新旧対象表)

Q & A

Q 1. 「特定整備事業者の事業場の従業員以外の作業員」は整備士の有資格者でなくても良いのでしょうか。

A 1. 良い。

Q 2. 他の事業場の従業員が作業を行う場合は、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者の当該従業員を工員数及び整備士保有数に含むことができるか。

A 2. 他の事業場の従業員は工員には含まない。この考え方については、従来の取扱いから変更はない。

Q 3. 他の事業場の作業員は、アルバイト等雇用形態は問わないということでしょうか。

A 3. 雇用形態については、事業者の責務において他法令を遵守するよう指導されたい。

Q 4. 他の事業場の認証及び指定要件に定める要員数や整備士割合を確保しておく必要があるのではないかと。

A 4. 認証及び指定要件の考え方を変更した取り扱いではないため、送り出す事業場の認証又は指定要件についてはこれまでどおりの取扱いとなる。

Q 5. 「保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合に、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育」とは何か。

A 5. 例えば、作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有する作業を行うために、「作業の流れ、作業指示等工程の管理」、「作業の標準化」、「定期点検の実施体制」の内容などが考えられる。

(8) 車両置場を有しない分解整備を行う事業者に係る電子制御装置整備の申請（変更）の取扱いについて

国 自 整 第 206 号
令和 2 年 11 月 12 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

車両置場を有しない分解整備を行う事業場に係る電子制御装置整備 の申請（変更）の取扱いについて

昭和 42 年 5 月 25 日以前に認証を取得した事業場は、車両置場の設置に係る具体的な基準が規定されていなかったことから、事業場内を含め車両置場を有していない事業場が存在するが、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 57 条に基づき、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有していることを認証時に確認している。

このため、法令に定める車両置場を有していないものの、従前から事業の経営上で必要な車両置場の確保に努めてきたところである。

以上の措置の実態を鑑み、下記の全てを満たす事業場であって、電子制御装置整備に係る申請（変更）時に従前より事業者が確保している車両の収容場所については、施行規則別表第 4 に定める電子制御装置整備の車両置場を有しているものとして扱うこととしたので、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（昭和 42 年運輸省令第 27 号）附則第 2 項の規定により作業場の規模の基準について、改正前の同規則の適用を受けていること。
2. 従前から事業の経営上で必要な車両の収容場所を引き続き確保していること。
3. 電子制御装置点検整備作業場は分解整備を行う事業場の屋内作業場と兼用する場合に限ること。
4. 敷地内に、屋内作業場の外に施行規則別表第 4 に定める車両置場の規模の基準を満たす広さを有していないこと。
5. 電子制御装置整備の対象とする自動車の種類について、分解整備の対象とする自動車の種類から拡大しないこと。
6. 電子制御装置整備を行うため、当該事業場と車両の収容場所間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分に安全措置を講じた上で移動させること。

(9) 特定整備制度に関するQ & A

I. 対象となる整備・改造

問1 特定整備とは何ですか。分解整備とは何が違うのですか。

(答)

- 特定整備とは、これまでの分解整備と、以下の「電子制御装置整備」を総称した自動車の整備又は改造をいいます。

○「電子制御装置整備」の内容

- ① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造
- ② 衝突被害軽減ブレーキ、レーンキープ機能（※）に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外し、取付位置、取付角度の変更又は機能調整を行う整備・改造
- ③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着【その後、カメラ等の機能調整が必要となるため】

※保安基準の適用を受ける装置に限る。

問2 前方をセンシングするためのカメラ、レーダーなどがついていないガラスやバンパなどの脱着は、電子制御装置整備に該当しますか。

(答)

- 該当しません。

問3 電子制御装置整備の対象となる衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ機能と同じような機能でありながら対象外の自動車があります。判別する手法はありますか。

(答)

- 電子制御装置整備の対象か否かについては、その装置（衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ）が保安基準の適用を受けているかどうかによって判断されます。
- 装置の基準適用日は、自動車の用途、車両総重量等により異なるため、自動車検査証に記載されている型式等を参考に判別することができるよう、自動車メーカーが作成するリストを国土交通省のホームページに公表しています。
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_Target_vehicle.html>
- 上記を見ても判別が難しい場合は、個別に自動車メーカー等に問合せるなどして確認ください。

Ⅱ．認証基準

問４ 分解整備事業の認証を受けていますが、申請などの手続きは必要ですか。

(答)

- 分解整備の認証基準は変わりませんので、従来の事業を引き続き経営する場合は、手続きは不要です。
- なお、電子制御装置整備を行う場合には、新たに電子制御装置整備の認証が必要です。

問５ 今まで整備工場からの依頼で、当該整備工場に出向いて自動車の窓ガラス交換の作業を行ってきましたが、電子制御装置整備の認証を受けなければ、窓ガラス交換の作業はできませんか。

(答)

- 電子制御装置整備の認証を受けた事業場の構内で作業を行う場合であって、当該認証工場の自らの管理の下で自動車の窓ガラス交換の作業が行われる旨取り決めが交わされている場合には、ガラス交換を行う者が認証を受けていなくても作業可能です。
- この場合において、
 - 特定整備事業者名並びに構内外注作業を行う者の氏名又は名称
 - 構内外注作業の内容
 - 構内外注作業は特定整備事業者の管理の下で行われることの項目が記載されている書面は、「取り決めが交わされていること」として取り扱うこととしております。

問６ エーミング用のターゲットを保有しなければなりませんか。

(答)

- エーミング用のターゲットについては、必要なときに入手する体制があれば保有する必要はありません。例えば、事業場間で共同保有する、必要な際に借りる等の形態でも構いません。

問７ すべての車種を整備できるスキャンツールを持たなければなりませんか。

(答)

- (いいえ、) 認証要件として、少なくとも一車種以上の車両を整備できるスキャンツールを１台保有していれば構いません。

問 8 事業場に電子制御装置点検整備作業場を設ける敷地がありませんが、電子制御装置整備の認証を受けられる方法がありますか。

(答)

- 現在の事業場と離れた場所に設けることや、他の事業者と電子制御装置点検整備作業場を共同使用することが可能です。詳しくは事業場を管轄する運輸支局整備部門等にお問い合わせください。

参考：運輸支局等の問い合わせ先

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000012.html)

問 9 電子制御装置整備の認証を受ける予定はありませんが、事業場の標識（認証事業の看板）を作り直す必要がありますか。

(答)

- (いいえ、) 分解整備事業の認証を受けている事業場の場合、従来の標識を引き続き使用できます。
- なお、次の変更を行った場合には、標識を「自動車分解整備事業」から「自動車特定整備事業」の表記にする必要があります。
 - 事業者の氏名又は名称及び住所
 - 事業場の所在地
 - 屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行

問 10 電子制御装置整備の認証を受けるためには、どこに申請（相談）すればよいですか。

(答)

- 事業場を管轄する運輸支局整備部門に申請（相談）してください。

参考：各運輸支局等の問い合わせ先

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000012.html)

Ⅲ. 整備主任者

問 11 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者となるための講習の内容はどのようなものですか。開催日を教えてください。

(答)

- 学科、実習、試問により構成されています。
- 開催日については、最寄りの運輸支局にお問い合わせください。なお、実習については、運輸支局等が認定する地方の自動車整備振興会等の機関において実施しています。

参考：各運輸支局等の問い合わせ先

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000012.html)

問 12 分解整備と電子制御装置整備の認証を受ける場合に、分解整備をする整備主任者と電子制御装置整備をする整備主任者を分けて選任できますか。

(答)

- できません。

Ⅳ. 電子制御装置整備を行う際の遵守事項

問 13 特定整備の対象となる自動車について、前方をセンシングするためのカメラ付きのガラスの脱着をしました。その後にエーミング作業は必要ですか。

(答)

- (はい。)現状、カメラ、レーダー等の取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスを脱着する行為についても、その後のエーミング作業を行わないと衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ機能の作動に影響を及ぼすおそれがあるため、エーミング作業が必要です。

Ⅴ. 指定整備制度

問 14 電子制御装置整備の対象となる自動車を扱いませんが、電子制御装置整備の認証を受けなければなりませんか。

(答)

- (いいえ、)現に指定整備事業者の場合にあっては、必ずしも、電子制御装置整備の認証を受ける必要はありませんが、電子制御装置整備の対象となる自動車の保安基準適合証等に交付をすることができません。(分解整備に係る箇所の限定的な保安基準適合証の交付もできません。)
- なお、電子制御装置整備の対象車となるか否かの判別方法は、「問 3」を参照してください。

問 15 電子制御装置整備の認証を受けなければ、電子制御装置整備の対象となる自動車について保安基準適合証等を交付できませんか。

(答)

- 令和 3 年 10 月 1 日以降、電子制御装置整備の対象となる自動車について、電子制御装置整備の認証を受けていない場合には、保安基準適合証等の交付をすることはできません。

- ただし、経過措置の作業すべてが適用される場合にあっては、経過措置期間中（令和6年3月31日まで）は保安基準適合証等を交付することができます。
- なお、経過措置については、「問16」を参照してください。

VI. 経過措置

問16 電子制御装置整備の認証の経過措置が適用となる作業は何ですか。

（答）

- 施行日（令和2年4月1日）までに、次の運行補助装置に係る作業（整備・改造）を行っていた場合に限り、引き続き、施行日から4年を経過する日（令和6年3月31日）までその作業を行うことができます。
 - スキャンツールをつないでのエーミング作業など
 - カメラ等のセンサーの取り外し、取付位置・角度の変更
 - ECUの取り外し、取付位置・角度の変更
 - グリル、パンパーの取り外し、取付位置・角度の変更
 - 窓ガラスの取り外し、取付位置・角度の変更
- なお、自動運行装置に係る経過措置はありません。

VII. その他

問17 エーミング作業は自動車整備士技能検定の受験資格の一つである実務経験に含まれますか。

（答）

- 自動車電気装置整備士の実務経験に含まれます。

問18 自動車ガラス施工作業は自動車整備士技能検定の受験資格の一つである実務経験に含まれますか。

（答）

- 含まれません。

(10) 自動車特定整備事業関係業務処理要領

近畿運輸局長

制 定 昭和59年 7 月 1 日 近運達甲第8号の2
最終改正 令和 3 年 9 月 9 日 近運達甲第 5 号

(規定する範囲)

第1条 自動車特定整備事業の認証（以下「認証」という。）関係の事務処理等については、道路運送車両法（以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）及び関係通達によるほか、この要領によるものとする。

(認証の分類区分)

第2条 認証は、対象とする自動車の種類により、別表1の16分類に区分して取り扱うこと。

2 申請しようとする対象自動車の種類が前項のいずれにも該当しない場合は、直近にある区分に従うこととし、分類文字を○で囲むこと。

3 原動機、動力伝達装置、制動装置等の特定の装置を専門的に整備する自動車特定整備事業の認証を行う場合においては、第1項の16分類に区分した分類文字は使用しないこと。

(認証の申請)

第3条 法第79条第1項の規定による認証申請書は、第1号様式によること。

2 前項の申請書の記載項目及び法第79条第2項及び第3項に基づく書面は次のとおりとする。（法第79条第1項、第2項及び第3項）

(1) 記載項目

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所
- ② 申請者が法人の場合にあっては、役員の氏名及び役職名
- ③ 受けようとする自動車特定整備事業の種類
- ④ 事業場の名称及び所在地
- ⑤ 電子制御装置点検整備作業場の所在地（事業場と所在地を異にする場合に限る。）
- ⑥ 電子制御装置整備（施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約を交わした施行規則第3条第8号ハに係る作業を行う事業場の所在地
- ⑦ 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類
- ⑧ その他業務の範囲の限定

(2) 添付書面

- ① 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面
- ② 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し等申請者を特定できる書面
- ③ 土地又は建物の登記簿謄本若しくは、建築物の確認済証（写し）等事業場の所在地を証する書面
- ④ 法第80条第1項第2号各号に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面（1号様式）
- ⑤ 法第80条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面

ア 設備の基準に係る事項（施行規則第57条第1項第1号から第5号まで）

a. 平面図（第1号様式）

平面図に記載する事項は次のとおりとする。

- ・車両整備作業場の間口、奥行、面積、天井高さ、床面の状況
- ・点検作業場の間口、奥行、面積、天井高さ、床面の状況
- ・電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
- ・部品整備作業場の面積
- ・車両置場の間口、奥行
- ・作業場等平面図（作業場名（優良自動車整備事業者の認定を受けている者であって、自動車特定整備事業の屋内作業場と兼用している場合は、各々の事業場名）、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載したもの）

b. 事業場機器一覧表（第1号様式）

事業場機器一覧表に記載する事項は次のとおりとする。

- ・作業機械の種類毎の名称、能力、数
- ・作業計器の種類毎の名称、能力、数
- ・点検計器及び点検装置の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。）、能力、数
- ・工具の種類毎の名称、能力、数

c. 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。

d. 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面（第1号様式）

イ 従業員に係る事項（施行規則第57条第1項第6号及び第7号）

技能検定規則の規定による整備士の技能検定に合格している者の種類別数及び特定整備に従事する従業員の数（1号様式）

⑥ 土地の使用に係る契約書（離れた作業場を有する場合に限る。）

⑦ 電子制御装置点検整備作業場の共用設備に係る添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。

ア 当該作業場及び車両置場の管理責任者の氏名

イ 当該作業場の所在地

ウ 当該作業場の共同使用の管理者の氏名又は名称

なお、自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証番号

エ 当該作業場の共同使用に関する契約書の写し

オ 当該作業場の位置及び面積並びに車両置場の位置を記載した書面

- ⑧ 施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面は、電子制御装置整備（施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約していることを証する書面の写し

（共用設備に係る添付書面）

第3条の2 電子制御装置点検整備作業場の共用設備に係る添付書面は、次の事項を記載した書面とする。

なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。

- ① 当該作業場及び車両置場の管理責任者の氏名
- ② 当該作業場の所在地
- ③ 当該作業場の共同使用の管理者の氏名又は名称

なお、自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証番号

- ④ 当該作業場の共同使用に関する契約書の写し
- ⑤ 当該作業場の位置及び面積並びに車両置場の位置を記載した書面

（施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面）

第3条の3 施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面は、電子制御装置整備（施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約していることを証する書面の写し

（整備事業の変更等）

第4条 自動車特定整備事業者が、同一の事業場において、法第77条の規定による自動車特定整備事業の種類を変更しようとするときは、前条を準用する。

2 法第77条各号の規定による自動車特定整備事業の種類ごとに、対象とする自動車の種類、整備の種類又は装置その他限定を受けた業務の範囲を変更しようとするときは、前条を準用する。

3 前2項による申請を行う場合にあっては、第3条に係わらず別表2に掲げる書面を提出すること。

（認証の変更届）

第5条 法第81条第1項、第82条、第83条の規定による変更の届出は第2号様式によるものとする。

ただし、届出事項が、法第81条第1項第2号の規定による役員の変更のみである場合は、第5号様式によることとする。また、法第81条第2項の規定による事業の廃止の届出は第3号様式によることとする。

2 前項の届出書の記載項目は、次のとおりとし、別表2に掲げる書面を添付すること。

- ① 届出者の氏名又は名称及び住所
- ② 事業場の名称及び所在地
- ③ 届出に係る事項
- ④ 認証番号

（整備主任者の選任届等）

第6条 規則第62条の2の2第2項に基づく整備主任者の選任等に係る届出は、第4号様式によること。

ただし、整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称の変更に係る届出は、第2号様式とする。

2 前項の記載項目は次のとおりとし、別表2に掲げる書面を添付するものとする。

（1）選任等に係る届出

- ① 届出者の氏名又は名称及び住所

- ② 統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
- ③ 認証番号
- ④ 整備主任者の氏名及び生年月日
- ⑤ 統括管理業務の開始日
- ⑥ 整備主任者を解任する場合は、解任した整備主任者の氏名及び解任年月日

(2) 事業場の名称の変更に係る届出については、第5条第2項を準用する。

3 別表2に掲げる自動車整備士合格証書等の写しは、次の書面とする。

- (1) 分解整備（施行規則第3条第1号から第7号までに規定する自動車の整備又は改造をいう。以下同じ。）を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（(3)に掲げるものを除く。）には、整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第62条の2の2第1項第7号に基づく一級又は二級の整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し
- (2) 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（(3)に掲げるものを除く。）には、同規則第57条第7号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し又は一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写し
- (3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）にあつては、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写しを、一級二輪若しくは二級の整備士にあつては、施行規則第57条第7号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し

第7条（削除）

第8条（削除）

（申請等の提出）

第9条 申請書及び届出書を事業場の所在地を管轄する運輸支局長又は運輸監理部長（以下「運輸支局長等」という）に提出すること。

（申請等の審査）

第10条 申請書及び届出書の審査は、提出された書面の記載内容、法第80条第1項の認証基準及び規則第62条の2の2第1項第7号に規定する整備主任者の資格等の確認により行うこと。

（申請書等の進達）

第11条 運輸支局長等は、申請書を受け付けたときは、前条の審査を行い、必要と認められるときは意見を付して、次の各号に掲げる一覧表と申請書等（添付書面を含む。）を添えて運輸局長に進達すること。

- (1) 自動車特定整備事業認証申請一覧表（第7号様式）
- (2) 自動車特定整備事業変更（申請・届出）一覧表（第8号様式）
- (3) 自動車特定整備事業廃止届一覧表（第9号様式）
- (4) 整備主任者選任届一覧表（第7号様式）
- (5) 整備主任者変更届一覧表（第8号様式）
- (6) 整備主任者解任届一覧表（第9号様式）
- (7) 認証書再交付申請一覧表（第7号様式）

（認証書の交付等）

第12条 運輸局長は自動車特定整備事業の認証をしたときは認証番号を定め、認証書（第10号様式）を

運輸支局長等を経由して申請者に交付する。

2 認証書の再交付は申請書（第 11 号様式）の提出があったときに行うこと。

3 第 1 項の認証番号は次の各号を順列させることにより行う。

(1) 近運整認

(2) 府県名頭文字

(3) 府県別一連番号（対象とする整備の種類が、分解整備及び電子制御装置整備であり、かつ分解整備のうち対象とする装置の種類を限定しない場合には、末尾に「A」を付し、対象とする整備の種類が、電子制御装置整備のみである場合には、末尾に「B」を付し、対象とする整備の種類が、分解整備及び電子制御装置整備であり、かつ分解整備のうち対象とする装置の種類を限定する場合には、末尾に「C」を付すこととする。）

4 運輸局長は認証したとき及び変更届等の届出を受理したときは、第 11 条により提出された一覧表並びに申請書等の添付書面を添え、運輸支局長等に通知する。

(監査等)

第13条 自動車特定整備事業者の監査は別に定める「自動車整備事業監査要領」により基づき実施すること。

2 自動車特定整備事業者には、法をはじめ、建築基準法、農地法及び公害防止法等関係法令についても遵守するよう指導すること。

(附 則)

1. この要領は、昭和 59 年 7 月 1 日から実施する。

2. この要領の制定にともない、昭和 53 年 7 月 14 日付け大陸整第 583 号「自動車分解整備事業の認証関係業務の取扱いについて」（以下「旧要領」という）は廃止する。

3. この要領の実施の際、旧要領により認証を受けた者は、この要領により認証を受けた者とみなす。

4. 旧要領第 5 条第 2 項により定められた自動車分解整備事業の認証番号はこの要領の規定にかかわらず、なお従前の例とする。

5. 改正前の要領による様式の申請書等用紙は、この要領のそれぞれの様式にかかわらず当分の間、これを使用することができる。

(附 則)

1. この要領は、令和 3 年 5 月 14 日から施行する。

ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第 3 条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。）は令和 3 年 5 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

また、本改正規定による改正前の各様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(附 則)

1. この要領は、令和 3 年 9 月 9 日から施行する。

別表 1 自動車特定整備事業の分類一覧

分類 文字	自動車特定整備 事業の種類	対象とする自動車の種類								
イ	普通・小型	大型 特殊	普通 (大型)	普通 (中型)	普通 (小型)	普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
ロ	普通・小型	大型 特殊		普通 (中型)	普通 (小型)	普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
ハ	普通・小型				普通 (小型)	普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
ワ	普通・小型					普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
ニ	普通	大型 特殊	普通 (大型)	普通 (中型)	普通 (小型)	普通 (乗用)	小型 四輪			
ホ	普通	大型 特殊		普通 (中型)	普通 (小型)	普通 (乗用)	小型 四輪			
ヘ	普通				普通 (小型)	普通 (乗用)	小型 四輪			
力	普通					普通 (乗用)	小型 四輪			
ト	小型						小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
チ	小型								小型 二輪	軽
ヨ	小型								小型 二輪	
リ	普通・軽	大型 特殊	普通 (大型)	普通 (中型)	普通 (小型)	普通 (乗用)	小型 四輪			軽
ヌ	普通・軽	大型 特殊		普通 (中型)	普通 (小型)	普通 (乗用)	小型 四輪			軽
ル	普通・軽				普通 (小型)	普通 (乗用)	小型 四輪			軽
夕	普通・軽					普通 (乗用)	小型 四輪			軽
オ	軽									軽

別表2 自動車特定整備事業に関する手続き一覧表

申請等の原因 必要な書類等		変更申請				変 更										廃止	整備主任者			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
		新規認証	認証の種類の変更	対象の自動車の種類、整備及び装置の種類の変更	業務の範囲の変更	事業者の氏名・名称	事業者の住所	事業場の所在地	事業場の名称	法人役員の氏名	作業場の間口・奥行・面積	事業の相続	事業を合併	事業の分割	事業の譲渡	事業の廃止	新規選任	氏名等の変更	解任	認証書の再交付
申 請 者（届出者）		事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	相続人	新法人	新法人	譲受人	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
提 出 期 間						30	30	30	15	30	30	30	30	30	30	30	15	15	15	
申請書等の種類	自動車特定整備事業の認証新規申請書（第1号様式）	○																		
	自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書（第2号様式）		○	○	○	○	○	○	○	※4	○	○	○	○	○					
	自動車特定整備事業の廃止届出書（第3号様式）															○				
	整備主任者（選任・変更）の届出書（第4号様式）	○	※1	※1	※1												○	○	○	
	役員の変更届出書（第5号様式）									○										
	認証書再交付申請書（第11号様式）																			○
添付書面	自動車整備士合格証書等の写し	○	※1	※1	※1												○			
	一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面	※2	※3	※3	※3															
	申請者が個人の場合、住民票の写し、個人番号カードの写し等申請者を特定できる書面	○				○	○					○			○					
	申請者が法人の場合商業登記簿謄本	○				○	○			○		○	○	○	○					
	事業場の建築確認、事業場の不動産登記簿謄本等所在を証する書面	○						○												
	届出者が義務者であることが判る書面											○	○	○						
	譲渡の事実を証する書面														○					
	土地の使用に係る契約書（離れた作業場を有する場合に限る）	※5	※5	※5	※5			○			※5									
	共用設備に係る書面	※5	※5	※5	※5			○			※5									
	その他必要と認められる書面※7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車両法第80条第1項第2号の宣誓書（第1号、2号、5号様式）		○	○	○	○					○		○	○	○	○					
事業場平面図の記載（第1号、2号様式）※6		○	○	○	○			○			○									
事業場機器一覧表の記載（第2号様式）			○	○	○			○			○									
認証書の返付			○	○	○	○		○	○			○	○	○	○	○				○

※1 「原動機」の追加（二級シャシ整備士を整備主任者として選任している場合）、整備の種類の変更を伴う場合に限る。

※2 一酸化炭素及び炭化水素測定器が必要な事業場に限る。

※3 新規認証時と変更がなければ不要。

※4 役員のみの変更であれば、5号様式を使用。

※5 該当する場合に限る。

※6 寸法の単位はメートルとし、小数第3位を切り捨てる。面積は、小数第2位を切り捨てる。

※7 施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面を含む。

(11) 認証の作業場の変遷

(1) S 26. 7. 1～S 34. 10. 31

	事業の 種 類	普 通 自 動 車 分 解 整 備 事 業		小型自動車分解整備事業			電 気 自 動 車 分 解 整 備 事 業	
		普 自 動 車 一 般	乗車定員 10人以下 の 乗 用 自 動 車	小 自 動 車 一 般	二 輪 及 び 三 輪 自 動 車	二 輪 自 動 車	電 気 自 動 車 一 般	小 型 電 気 自 動 車
作 業 場	間 口	5.5 メートル 以上	4.5 メートル 以上	3.5 メートル 以上	3.5 メートル 以上	2.5 メートル 以上	4.5 メートル 以上	3.5 メートル 以上
	奥 行	7.3 メートル 以上	7.3 メートル 以上	5.5 メートル 以上	4.5 メートル 以上	3.5 メートル 以上	7.5 メートル 以上	5.5 メートル 以上

備考 この基準は作業場内に含まれる長方形の面積についての間口及び奥行きを示す。

(2) S 34. 11. 1～S 42. 5. 25 昭和34年省令第45号

作業場の種別 自動車分解整備事業の種類	車両分解整備作業場		機械加工及び 原動機分解 整備作業場
	間 口	奥 行	
1. 普通自動車分解整備事業で第2号に掲げるもの以外のもの及び電気自動車分解整備事業で第3号に掲げるもの以外のもの	5 メートル 以上	11 メートル 以上	12 平方メートル 以上
2. 普通自動車分解整備事業で対象とする自動車の種類の指定の範囲が乗車定員10人以下の乗用自動車又は乗車定員10人以下の乗用自動車及び小型四輪の自動車であるもの	4.5 メートル 以上	8 メートル 以上	10 平方メートル 以上
3. 小型自動車分解整備事業で第4号及び第5号に掲げるもの以外のもの並びに電気自動車分解整備事業で対象とする自動車の種類の指定の範囲が小型自動車であるもの	4 メートル 以上	8 メートル 以上	8 平方メートル 以上
4. 小型自動車分解整備事業で対象とする自動車の種類の指定の範囲が小型四輪自動車又は小型四輪自動車及び二輪自動車であるもの	4 メートル 以上	7 メートル 以上	8 平方メートル 以上
5. 小型自動車分解整備事業で対象とする自動車の種類の指定の範囲が二輪自動車であるもの	3 メートル 以上	4.5 メートル 以上	6.5 平方メートル 以上

(3) S 42. 5. 26～S 53. 2. 7 昭和42年省令第27号

作業場の種別 自動車分解整備事業の種類		屋 内 作 業 場					車 両 置 場	
		車 両 整 備 作 業 場		部 品 整 備 作業場	点検作業場			
		間 口	奥 行		間 口	奥 行	間 口	奥 行
普通自動車分解整備事業	対象とする自動車に大型特殊自動車又は普通自動車（乗車定員が11人以上のもの又は最大積載量が2トンを超えるものに限る。）が含まれるもの	5メートル以上	11メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	11メートル以上	3.5メートル以上	9メートル以上
	そ の 他 の も の	4.5メートル以上	8メートル以上	10平方メートル以上	4.5メートル以上	8メートル以上	3メートル以上	6メートル以上
小型自動車分解整備事業	対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの	4メートル以上	8メートル以上	8平方メートル以上	4メートル以上	8メートル以上	3メートル以上	5.5メートル以上
	そ の 他 の も の	3.5メートル以上	5メートル以上	6.5平方メートル以上	3.5メートル以上	5メートル以上	2.5メートル以上	3.5メートル以上
軽自動車分解整備事業								

(4) S 53. 2. 8～H7. 6. 30 昭和53年省令第7号

作業場の種別 自動車分解整備事業の種類		屋 内 作 業 場					車 両 置 場	
		車 両 整 備 作 業 場		部 品 整 備 作業場	点検作業場			
		間 口	奥 行		間 口	奥 行	間 口	奥 行
普 通 分 解 整 備 事 業	対象とする自動車に普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。）が含まれるもの	5 メートル 以上	13 メートル 以上	12 平方メー トル以上	5 メートル 以上	13 メートル 以上	3.5 メートル 以上	11 メートル 以上
	対象とする自動車に大型特殊自動車又は普通自動車（最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。）が含まれるもの	5 メートル 以上	10 メートル 以上	12 平方メー トル以上	5 メートル 以上	10 メートル 以上	3.5 メートル 以上	8 メートル 以上
	そ の 他 の も の	4.5 メートル 以上	8 メートル 以上	10 平方メー トル以上	4.5 メートル 以上	8 メートル 以上	3 メートル 以上	6 メートル 以上
小 型 分 解 整 備 事 業	対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの	4 メートル 以上	8 メートル 以上	8 平方メー トル以上	4 メートル 以上	8 メートル 以上	3 メートル 以上	5.5 メートル 以上
	そ の 他 の も の	3.5 メートル 以上	5 メートル 以上	6.5 平方メー トル以上	3.5 メートル 以上	5 メートル 以上	2.5 メートル 以上	3.5 メートル 以上
軽自動車分解整備事業								

(5) H7.7.1～H9.2.19 平成7年運輸省令第8号

作業場の種別 自動車分解整備事業の種類		屋 内 作 業 場					車 両 置 場	
		車 両 整 備 作 業 場		部 品 整 備 作業場	点検作業場			
		間 口	奥 行		間 口	奥 行	間 口	奥 行
普 通 自 動 車 分 解 整 備 事 業	対象とする自動車に普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。）が含まれるもの	5 メートル 以上	13 メートル 以上	12 平方メー トル以上	5 メートル 以上	13 メートル 以上	3.5 メートル 以上	11 メートル 以上
	対象とする自動車に大型特殊自動車又は普通自動車（最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。）が含まれるもの	5 メートル 以上	10 メートル 以上	12 平方メー トル以上	5 メートル 以上	10 メートル 以上	3.5 メートル 以上	8 メートル 以上
	対象とする自動車に普通自動車（貨物の運送の用に供にするもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供にするものに限り、上二欄に掲げるものを除く。）が含まれるもの	4.5 メートル 以上	8 メートル 以上	10 平方メー トル以上	4.5 メートル 以上	8 メートル 以上	3 メートル 以上	6 メートル 以上
	そ の 他 の も の	4 メートル 以上	8 メートル 以上	8 平方メー トル以上	4 メートル 以上	8 メートル 以上	3 メートル 以上	5.5 メートル 以上
小 型 自 動 車 分 解 整 備 事 業	対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの							
	対象とする自動車が二輪の小型自動車及び軽自動車であるもの	3.5 メートル 以上	5 メートル 以上	6.5 平方メー トル以上	3.5 メートル 以上	5 メートル 以上	2.5 メートル 以上	3.5 メートル 以上
	対象とする自動車が二輪の小型自動車であるもの	3 メートル 以上	3.5 メートル 以上	4 平方メー トル以上	3 メートル 以上	3.5 メートル 以上	2 メートル 以上	2.5 メートル 以上
軽 自 動 車 分 解 整 備 事 業		3.5 メートル 以上	5 メートル 以上	6.5 平方メー トル以上	3.5 メートル 以上	5 メートル 以上	2.5 メートル 以上	3.5 メートル 以上

(6) H9.2.20～R2.3.31 平成9年運輸省令第9号

事業の種類	分解整備の種類		屋内作業場の規模の基準						車両置場の規模の基準	
	対象とする自動車の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場		間口	奥行	
			間口	奥行		間口	奥行			
普通自動車分解整備事業	普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	原動機	5メートル以上	13メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	13メートル以上	3.5メートル以上	11メートル以上	
		動力伝達装置	5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上			
		走行装置								
		操縦装置								
		制動装置								
		緩衝装置								
		連結装置	3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上			
	大型特殊自動車又は普通自動車（最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。）	原動機	5メートル以上	10メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	10メートル以上	3.5メートル以上	8メートル以上	
		動力伝達装置	5メートル以上	9メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	9メートル以上			
		走行装置								
		操縦装置								
		制動装置								
		緩衝装置								
		連結装置	3.5メートル以上	9.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	9.5メートル以上			
	普通自動車（貨物の運送の用に供にするもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供にするものに限り、上二欄に掲げるものを除く。）	原動機	4.5メートル以上	8メートル以上	10平方メートル以上	4.5メートル以上	8メートル以上	3メートル以上	6メートル以上	
		動力伝達装置	4.5メートル以上	7メートル以上	6平方メートル以上	4.5メートル以上	7メートル以上			
		走行装置								
		操縦装置								
		制動装置								
		緩衝装置								
		連結装置	3メートル以上	7.5メートル以上	6平方メートル以上	3.5メートル以上	7.5メートル以上			
	普通自動車（上三欄に掲げるものを除く。）	原動機	4メートル以上	8メートル以上	8平方メートル以上	4メートル以上	8メートル以上	3メートル以上	5.5メートル以上	
		動力伝達装置	4メートル以上	6メートル以上	5平方メートル以上	4メートル以上	6メートル以上			
		走行装置								
		操縦装置								
		制動装置								
		緩衝装置								
		連結装置	2.8メートル以上	6.5メートル以上	5平方メートル以上	2.8メートル以上	6.5メートル以上			
四輪・三輪の小型自動車	原動機	4メートル以上	8メートル以上	8平方メートル以上	4メートル以上	8メートル以上	3メートル以上	5.5メートル以上		
	動力伝達装置	4メートル以上	6メートル以上	5平方メートル以上	4メートル以上	6メートル以上				
	走行装置									
	操縦装置									
	制動装置									
	緩衝装置									
	連結装置	2.8メートル以上	6.5メートル以上	5平方メートル以上	2.8メートル以上	6.5メートル以上				
二輪の小型自動車	原動機	3メートル以上	3.5メートル以上	4平方メートル以上	3メートル以上	3.5メートル以上	2メートル以上	2.5メートル以上		
	動力伝達装置									
	走行装置									
	操縦装置									
	制動装置									
	緩衝装置									
	連結装置									
軽自動車	原動機	3.5メートル以上	5メートル以上	6.5平方メートル以上	3.5メートル以上	5メートル以上	2.5メートル以上	3.5メートル以上		
	動力伝達装置	3.5メートル以上	4.4メートル以上	4.5平方メートル以上	3.5メートル以上	4.4メートル以上				
	走行装置									
	操縦装置									
	制動装置									
	緩衝装置									
	連結装置	2.5メートル以上	4.7メートル以上	4.5平方メートル以上	2.5メートル以上	4.7メートル以上				

備考

二以上の種類の分解整備を行う事業場の屋内作業場及び車両置場の規模は、該当する分解整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

(7) R2.4.1 令和2年国土交通省令第6号

事業の種類	特定整備の種類			屋内作業場の規模の基準						電子制御装置点検整備作業場の規模の基準（括弧内は屋内の規模の基準）		車両置場の規模の基準		
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場		間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行
				間口	奥行		間口	奥行						
普通自動車特定整備事業	普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	分解整備	原動機	5メートル以上	13メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	13メートル以上					3.5メートル以上	11メートル以上
			動力伝達装置	5メートル以上	12メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	12メートル以上						
			走行装置											
			操縦装置											
			制動装置											
			緩衝装置											
			連結装置	3.5メートル以上	12.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	12.5メートル以上						
		電子制御装置整備	運行補助装置						5メートル以上（5メートル以上）	16メートル以上（7メートル以上）				
			自動運行装置											
	普通自動車（最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。）	分解整備	原動機	5メートル以上	10メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	10メートル以上					3.5メートル以上	8メートル以上
			動力伝達装置	5メートル以上	9メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	9メートル以上						
			走行装置											
			操縦装置											
			制動装置											
			緩衝装置											
			連結装置	3.5メートル以上	9.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	9.5メートル以上						
		電子制御装置整備	運行補助装置						3メートル以上（3メートル以上）	13メートル以上（7メートル以上）				
			自動運行装置											
	大型特殊自動車	分解整備	原動機	5メートル以上	10メートル以上	12平方メートル以上	5メートル以上	10メートル以上						
			動力伝達装置	5メートル以上	9メートル以上	7平方メートル以上	5メートル以上	9メートル以上						
			走行装置											
			操縦装置											
			制動装置											
			緩衝装置											
			連結装置	3.5メートル以上	9.5メートル以上	7平方メートル以上	3.5メートル以上	9.5メートル以上						

普通自動車特定整備事業	普通自動車（貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものに限る、上三欄に掲げるものを除く。）	分解整備	原 動 機	4.5メートル以上	8メートル以上	10平方メートル以上	4.5メートル以上	8メートル以上			3メートル以上	6メートル以上
			動力伝達装置	4.5メートル以上	7メートル以上	6平方メートル以上	4.5メートル以上	7メートル以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	3メートル以上	7.5メートル以上	6平方メートル以上	3メートル以上	7.5メートル以上				
		電子制御装置整備	運行補助装置						2.5メートル以上 (2.5メートル以上)	7メートル以上 (3メートル以上)		
	自動運行装置											
	普通自動車（上四欄に掲げるものを除く。）	分解整備	原 動 機	4メートル以上	8メートル以上	8平方メートル以上	4メートル以上	8メートル以上			3メートル以上	5.5メートル以上
			動力伝達装置	4メートル以上	6メートル以上	5平方メートル以上	4メートル以上	6メートル以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	2.8メートル以上	6.5メートル以上	5平方メートル以上	2.8メートル以上	6.5メートル以上				
		電子制御装置整備	運行補助装置						2.5メートル以上 (2.5メートル以上)	6メートル以上 (3メートル以上)		
	自動運行装置											
四輪の小型自動車	分解整備	原 動 機	4メートル以上	8メートル以上	8平方メートル以上	4メートル以上	8メートル以上			3メートル以上	5.5メートル以上	
		動力伝達装置	4メートル以上	6メートル以上	5平方メートル以上	4メートル以上	6メートル以上					
		走行装置										
		操縦装置										
		制動装置										
		緩衝装置										
		連結装置	2.8メートル以上	6.5メートル以上	5平方メートル以上	2.8メートル以上	6.5メートル以上					
	電子制御装置整備	運行補助装置						2.5メートル以上 (2.5メートル以上)	6メートル以上 (3メートル以上)			
自動運行装置												

小型自動車特定整備事業	三輪の小型自動車	分解整備	原 動 機	4メートル以上	8メートル以上	8平方メートル以上	4メートル以上	8メートル以上			3メートル以上	5.5メートル以上
			動力伝達装置	4メートル以上	6メートル以上	5平方メートル以上	4メートル以上	6メートル以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	2.8メートル以上	6.5メートル以上	5平方メートル以上	2.8メートル以上	6.5メートル以上				
		電子制御装置整備	運行補助装置						2.5メートル以上 (2.5メートル以上)	6メートル以上 (3メートル以上)		
			自動運行装置									
	二輪の小型自動車	分解整備	原 動 機	3メートル以上	3.5メートル以上	4平方メートル以上	3メートル以上	3.5メートル以上			2メートル以上	2.5メートル以上
			動力伝達装置									
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置									
軽自動車特定整備事業	軽自動車	分解整備	原 動 機	3.5メートル以上	5メートル以上	6.5平方メートル以上	3.5メートル以上	5メートル以上			2.5メートル以上	3.5メートル以上
			動力伝達装置	3.5メートル以上	4.4メートル以上	4.5平方メートル以上	3.5メートル以上	4.4メートル以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	2.5メートル以上	4.7メートル以上	4.5平方メートル以上	2.5メートル以上	4.7メートル以上				
		電子制御装置整備	運行補助装置						2メートル以上 (2メートル以上)	5.5メートル以上 (4メートル以上)		
			自動運行装置									

備 考

2以上の種類の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

(12) 認証の作業機械等

別表第5（第57条関係）

対象とする整備の種類		分 解 整 備							電子制御 装置整備		
対象とする装置の種類		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	運行補助装置	自動運行装置	
作 業 機 械 等											
作業機械	(1) プレス	○	○	○	○	○	○	○			小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。
	(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○			
	(3) チェーン・ブロック	○						○			
	(4) ジャッキ	○	○	○	○	○	○				
	(5) バイス	○	○	○	○	○	○	○			
	(6) 充電器	○									
作業計器	(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○			
	(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○			
	(3) 水準器								○	○	
点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスト	○	○	○	○	○	○	○			1 普通自動車特定整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあつては、第9号から第12号までに掲げるものを除く。 2 小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第11号までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第11号まで及び第13号に掲げるものを除く。 3 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、第3号、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを除く。
	(2) 比重計	○									
	(3) コンプレッション・ゲージ	○									
	(4) ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○					
	(5) エンジン・タコ・テスト	○	○		○						
	(6) タイミング・ライト	○									
	(7) シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○			
	(8) ダイアル・ゲージ	○	○	○	○	○	○				
	(9) トーイン・ゲージ			○	○		○				
	(10) キャンバ・キャスト・ゲージ			○	○		○				
	(11) ターニング・ラジラス・ゲージ			○	○		○				
	(12) タイヤ・ゲージ			○							
	(13) 検車装置	○	○	○	○	○	○				
	(14) 一酸化炭素測定器	○									
	(15) 炭化水素測定器	○									
	(16) 整備用スキャンツール								○	○	
工具	(1) ホイール・プーラ			○		○					小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号及び第2号に掲げるものを除く。
	(2) ベアリング・レース・プーラ		○	○		○					
	(3) グリス・ガン又はシャシ・リブリーケータ	○	○	○	○	○	○	○			
	(4) 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○			

備 考

○印は、対象とする装置の種類の項に掲げる装置を対象とする特定整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

(13) 認証の分類文字の変遷

[illegible]

(14) 自動車分解整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等の事業場における排出ガス測定器の使用について

各 陸 運 局 長
殿
沖縄総合事務局長

自 整 第 84 号
昭和 55. 6 . 17
改正 国 自 整 第 48 号
平成 13. 3 . 30
" 国 自 整 第 95 号
平成 20. 11. 26
自動車局整備部長

自動車の排出ガス対策の進展に伴い、これに対応した整備体制の充実を図るため、ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検整備を行う事業場には、一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器（以下「排出ガス測定器」という。）を保有することとされたが、その使用方については、下記事項に十分留意して適正に行われるよう、関係者を指導されたい。

記

1 自動車の排出ガス装置に係る的確な整備

自動車の排出ガス測定器は、自動車の排出ガス対策に係る部分の点検整備を行うために必要な整備用機器であるから、当該部分の点検整備を行う際には、これを適正に使用して、的確に整備を行うこと。

2 排出ガス測定器の取り扱い

排出ガス測定器の取り扱いについては、機械器具製作者が示す取り扱い方法等に基づいて適正な取り扱いをしなければならないが、特に次の点に留意すること。

(1) 測定開始前

- ア 排出ガス測定器が暖機されていること。
- イ 清浄な空気を吸引して指針がゼロ点を指すことを確認すること。
- ウ 簡易な校正装置を有する排出ガス測定器は、指針が所定の目盛りを指すことを確認すること。

(2) 測定時

- ア 排出ガス濃度に見合ったレンジを測定すること。
- イ プローブは、60 センチメートル以上そう入すること。
- ウ メーターの読みは、指示値が安定したときに行うこと。
- エ 測定ガスの吸引は、測定に必要な時間以上に長く行わないこと。
- オ 引き続いて測定するときは、プローブを抜き、指針がゼロ点を指すのをまって、次の測定を行うこと。

(3) 測定後

測定後、清浄な空気を吸引して内部を充分清掃した後、電源を切ること。

(4) 点検整備

プローブ、フィルタ類、ドレーン排出部等の水分の付着、汚損又は損傷、流量計の作動等、特に空気やガスのフロー系統の異常の有無に注意して日常点検を行い、プローブ、ドレーン排出部の清掃、フィルタ交換等必要な整備を行うこと。

3 排出ガス測定器の校正

排出ガス測定器の機能及び精度を維持するため、次のとおり校正を行うものとする。

(1) ゼロ校正

1日1回測定前に次のことを行うこと。

ア 指針が機械的にゼロ点を指すことを確認すること。

イ 暖機運転後、清浄な空気又はゼロガスを用いて、機械器具製作者が示す方法により指針がゼロ点を指すよう調整すること。

(2) スパン校正

ア 簡易な校正装置を有する排出ガス測定器は、これを作用させて指針が所定の目盛りを指すことを1日1回測定前に確認すること。

イ 校正用ガスを用いて行うスパン校正は、少なくとも2ヵ月に1回（接触燃焼方式のものにあっては1日1回）機械器具製作者が示す方法により行うものとし、使用頻度に応じて適宜その回数を増すこと。

(3) 定期校正

ア 定期校正は、ゼロ点、上記(2)イのスパン校正点及び中間点の3点について行うものとし、ゼロ点と中間点は各レンジごとに行うこと。

また簡易な校正装置について、指針位置が目盛板にマークされているものは、指針が当該マークを指すことを確認すること。

イ 定期校正は、営利を目的としない法人であり、かつ、当該校正を遂行するに適切であると地方運輸局長が認める者によって、少なくとも2年に1回行うこと。

(4) 臨時校正

排出ガス測定器の修理後は定期校正を行うこと。

(5) 備考

ア 炭化水素測定器の場合、標準ガスは安定したプロパンガスが通常使用されているので、その濃度値を機器ごとに示されている係数でノルマルヘキサン値に換算した値を標準ガスの濃度値として使用すること。

イ 簡易な校正装置を有する排出ガス測定器については、スパンガスによる校正直後において当該装置を作用させ、指針が指す目盛りを記録しておき、これを基準値として使用すること。

ウ 定期校正における排出ガス測定器の精度は、自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）第52条及び第60条に定めるとおりとする。

エ 校正の結果、不適合となったときは必要な調整修理を行うこと。

(15)「動力式トルク制御レンチの性能基準」及び「動力式トルク制御レンチの型式性能試験に関する規定」について

国自整第177号
平成27年5月1日

大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止対策については、機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、依然として大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故が各地で発生していることから、平成16年12月に「大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故に係る調査検討会」の検討結果に基づく事故防止対策について、大型車の使用者及び整備事業者等に周知徹底するとともに、中長期的対策として、一般社団法人日本自動車機械工具協会等にインパクトレンチの改良等を依頼したところです。

この度、一般社団法人日本自動車機械工具協会（以下「協会」という。）より、動力式トルク制御レンチの性能基準及び規定を制定し、平成25年1月1日より、別添のとおり動力式トルク制御レンチの型式性能試験を実施すること及びこれらに基づき協会が実施する型式性能試験に適合した動力式トルク制御レンチについては、トルクレンチと同等以上の性能である旨の報告がありましたので、貴会傘下会員に対し周知方を願います。

なお、別添報告の概要については、別紙をご参照下さい。

別紙

動力式トルク制御レンチの性能基準等に関する概要

1. 性能基準の制定

動力式トルク制御レンチ（通称：ナットランナ）の性能基準は、一般社団法人日本自動車機械工具協会（以下、協会という。）技術委員会技術部会内に「インパクトレンチ検討WG」を設置して、ISO 5393（ねじ付き締結具の回転バイター性能試験方法）等を参考にして検討を行い作成したものです。

また、当協会では、動力式トルク制御レンチに関する以下の基準及び規程を制定し、これらに基づき型式性能試験を実施します。

- ① 動力式トルク制御レンチの性能基準
- ② 動力式トルク制御レンチの型式性能試験に関する規程

2. 性能基準の概要

- (1) 性能基準の対象は、車両のホイールナット等を規定トルクで締め付けるときに使用する動力式トルク制御レンチであり、動力源は、エア式、電動式及びその他の動力式制御レンチを対象とします。
- (2) 性能基準の内容は、外観、耐久性、作動、構造及び機能等について、使用上問題がないかどうか、また、機能等の取り扱いが容易であり、誤った操作をしたときは安全装置等が作動することなどを確認します。
- (3) 性能精度は、動力式トルク制御レンチでハイトルクレートジョイント（スチール製ホイール相当）及びロートルクレートジョイント（アルミ製ホイール相当）の各ジョイントを25回締め付けて得られた測定値の平均値から統計的算術により求めた「ばらつき（％）」が10％以内、及び各ジョイントの平均値の差が締め付けトルク設定値に対して10％以内であることを定めました。

3. 型式性能試験の概要

当協会は、性能基準等に基づき型式性能試験を行い、これに合格した動力式トルク制御レンチの型式には「型式性能試験番号」を付与します。

また、合格した型式の動力式トルク制御レンチの筐体には、性能基準を満足していることの証として「型式性能試験番号標」を貼付します。

4. 動力式トルク制御レンチの性能維持

型式性能試験番号標が貼付された動力式トルク制御レンチの性能維持については、製作者等が購入先（ユーザ）を管理し、定期的な動力式トルク制御レンチの点検整備等を行う仕組みとなっています。

また、製作メーカー側で実施する性能試験用検査装置の精度維持については、当協会が1回／年の校正を実施することで精度を確保します。

5. トルクレンチと同等の取り扱い

型式性能試験番号標が貼付された動力式トルク制御レンチについては、トルクレンチと同等以上の性能であり、この動力式トルク制御レンチで締め付けた車両のホイールナット等は、トルクレンチでの最終的な確認は不要として取り扱いができます。

動力式トルク制御レンチの型式性能試験番号標

動力式トルク制御レンチ	
型 式	
製 造 番 号	
試 験 年 月 日	
型式性能試験番号	
一般社団法人日本自動車機械工具協会	

※

30

備 考

1. 型式性能試験番号標は、金属製（地色は黒）とし、図示の例による。
2. 型式性能試験番号標に示す寸法の単位はミリメートルとする。
3. ※印の寸法については、特に規定しないものとする。
4. 動力式トルク制御レンチの形状等により、型式性能試験番号標の貼付が困難なときは、あらかじめ協会の承認を受けて寸法及び材質を変更できるものとする。

(16) 自動車整備士技能検定等にかかる適正な実務経験の証明について

自動車整備士技能検定において、自動車整備事業場で受験資格を満足する実務経験があるかのごとく虚偽申請を行い、検定試験に合格した者がいることが発覚し、検定合格を無効とする事例が発生しています。

また、自動車整備事業者の関わり合いを調査したところ、虚偽申請に関係していたことが判明しました。

自動車整備事業者によるかかる行為は、自動車整備士技能検定の厳正かつ公平な実施を阻害する行為であるとともに、自動車整備事業者の信頼を失墜させる行為であり、二度とこのようなことが行われないよう、下記の規定を参考にして自動車整備士技能検定申請書には、事実を記載していただくようお願いをします。

特に、実務経験等の記載内容が正しくないことが判った場合は、受験者の検定合格の無効などの処分を受ける（合格を無効とされた場合、最大３年の受験停止となります。）ことがありますので、注意してください。

実務経験に関する規定

自動車整備士技能検定の受験資格に係る自動車等の整備作業に関する実務経験の確認について

（自整第４６号の２ 平成１２年 ３月２８日）（抜粋）

１．実務経験として認められる自動車等の整備作業

検定規則第２条中の一級から三級の自動車整備士及び二輪自動車整備士の実務経験として認められる自動車の整備作業とは、次の（１）各号に掲げる事業場又は業務において行われている（２）ア、各号に掲げる分解、点検、調整等の整備作業をいう。

検定規則第２条中の自動車タイヤ整備士、自動車電気・電子制御装置整備士及び自動車車体・電子制御装置整備士の実務経験として認められる自動車の装置の整備作業とは、次の（１）各号に掲げる事業場又は業務において行われている（２）イ、中の該当する号において示すそれぞれの分解、点検、調整等の整備作業をいう。

ただし、これらの場合において、オイル、タイヤ、灯火装置、ワイパー・ブレード等の交換作業のみの整備作業及びアルバイト等臨時で勤務しているような作業経験は実務経験とは認められない。

（１）事業場又は業務

ア．道路運送車両法第７８条の自動車特定整備事業の認証を受けた者の事業場

イ．道路運送車両法第９４条の優良自動車整備事業者の認定を受けた者の事業場

ウ．「自動車の定期点検整備促進対策に使用するステッカーに対する運輸省名義の使用について

（昭和４８年８月１７日付自整第１７６号・自公第４０号）中の定期点検整備促進対策要綱５．

（２）に規定する特定給油所（特定給油所とは、自家用乗用自動車の、４輪主ブレーキ及び駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の１年ごとの定期点検整備（分解整備を除

く。)を確実に実施したとき、「定期点検整備促進運動」による点検整備済ステッカーを交付できる給油所をいう。)

エ. 上記ア. 又はイ. に掲げる事業場以外の自動車タイヤ整備作業工場、自動車電気装置整備作業工場及び自動車車体整備作業工場並びに自動車整備用機械器具を備え付けた整備作業場を有するガソリン、自動車部品、自動車用品等の販売事業者の事業場

オ. (一社)日本自動車連盟(J A F)の路上故障自動車救援業務

カ. 上記各号に掲げるものと同等の整備作業を行い得るその他の事業場又は業務

(2) 特定、点検、調整等の整備作業

ア. 自動車の整備作業

①道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る整備作業

②キャブレター、インジェクション・ポンプ等の主要な装置の点検、調整等の整備作業

③自動車の装置、主要部品等の交換を行う整備作業

④自動車の装置、主要部品等に係る点検、調整等の整備作業

⑤上記各号に掲げるものと同等の自動車の点検、調整等の整備作業

イ. 自動車の装置の整備作業

①自動車タイヤ整備士にあつては、ホイール・アライメント又はホイール・バランスの点検、調整等のタイヤに係る整備作業

②自動車電気・電子制御装置整備士にあつては、充電装置、始動装置、点火装置等の電気装置又は各種電子制御装置の点検、調整等に係る整備作業

③自動車車体・電子制御装置整備士にあつては、フレーム又はボディーの点検、修正、改造等の車体に係る整備作業又は各種電子制御装置の点検、調整等に係る整備作業

2. (略)

3. 経過措置

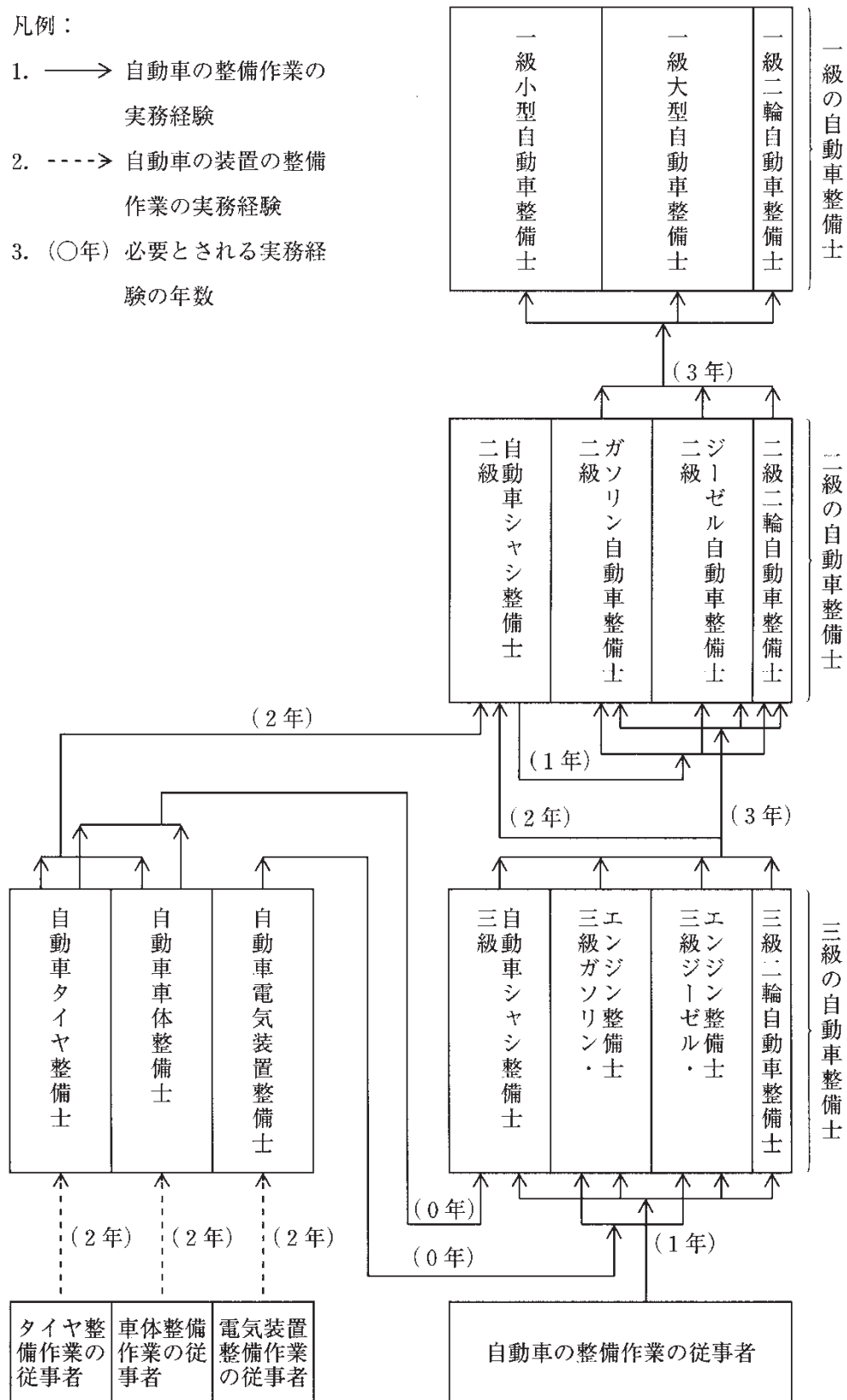
(1) 自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令(国土交通省令第46号)による改正前の自動車整備士技能検定規則(以下「旧規則」という。)第2条に定める自動車整備士の技能検定を受けようとする者の実務経験の扱いについては、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除き、なお従前の例による。

(2) 旧規則による自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士の技能検定を受けようとする者の実務経験の扱いについては、本通達に定める自動車電気・電子制御装置整備士を自動車電気装置整備士、自動車車体・電子制御装置整備士を自動車車体整備士と読み替える。

自動車整備士の受験資格の基本体系

凡例：

1. ———→ 自動車の整備作業の実務経験
2. - - - -> 自動車の装置の整備作業の実務経験
3. (○年) 必要とされる実務経験の年数



(17) 特定整備記録簿の記載要領について

国自整第278号の2
令和2年2月6日

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本要領に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

別紙

特定整備記録簿の記載要領

1. 自動車特定整備事業者が電子制御装置整備の作業を外注する場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 電子制御装置整備の一部を構内外注（「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱いについて」令和2年2月6日付け、国自整第279号で規定するものをいう。）した場合には、特定整備の概要に構内外注した作業がわかるように記載すること。

（記載例）

⊗ガラス（内）、レーダー ④エーミング

※ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

(2) 電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者を外注（「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱いについて」で規定するものをいう。以下同じ。）した場合、外注元の特定整備記録簿には、外注した作業がわかるように記載すること。

（記載例）

外注元の特定整備記録簿：⊗レーダー エーミング（外）

外注先の特定整備記録簿：④エーミング

※レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

なお、外注先の特定整備事業者は、自らが行った作業を特定整備記録簿に記録したうえ、外注元の特定整備事業者を経由するなどしてその写しを自動車の使用者に交付するとともに、道路運送車両法に基づき、当該記録簿をその記載の日から2年間保存しなければならない。

(3) 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者を外注した場合、外注元の特定整備事業者は特定整備記録簿に記載しないこと。

なお、外注先の特定整備事業者は行った全部の作業を特定整備記録簿に記録したうえ、外注元の特

定整備事業者を経由するなどしてその写しを自動車の使用者に交付し、道路運送車両法に基づき、当該記録簿をその記載の日から2年間保存しなければならない。

2. 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合には、当該作業を実施した場所を記載する。なお、この場合、エーミング作業については、天候及びエーミング作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由を特定整備記録簿に記載すること。

(記載例)

④エーミング（電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過）

※入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

(記載例)

⊗バンパ（〇〇板金工場）

※離れの作業場（〇〇板金工場）でバンパ交換を行った場合

別添

国自整第278号の2

令和2年2月6日

特定整備記録簿の記載要領について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっている。

従来から、特定整備記録簿の記載については、自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）を参考にして記載するよう指導してきたところであるが、今般の改正により、自動車特定整備事業者が他の自動車特定整備事業者へ電子制御装置整備の作業を外注する場合及び事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所でエーミング作業を実施することが認められることとなったため、これらについて、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成14年7月1日付け国自整第63号）によるほか、別紙のとおり特定整備記録簿の記載要領を定めたので、今後は本要領に基づき特定整備事業者を指導されたい。

本要領については、別添のとおり関係団体へ通知していることを申し添える。

【例 1】

ケース 1：A 事業者において、ガラス交換・レーダー交換・エーミング作業を実施した場合

(記載内容等)

作業者	A 社
作業内容及び特定整備記録簿の記載内容	・ガラス交換 → 「⊗+ガラス交換の旨」を記載 ・レーダー交換 → 「⊗+レーダー交換の旨」を記載 ・エーミング作業 → 「Ⓐ+エーミング作業の旨」を記載

【記載例 1】

電子制御装置整備 (内)：構内外注、(外)：外注	
☐ カメラ	☒ レーダー
☐ レーザー	☒ ガラス
☐ バンパ	
☒ エーミング	

【例 2】

ケース 2：A 事業者が、ガラス交換を構内外注し、レーダー交換、エーミング作業を自ら行った場合

(記載内容等)

作業者	A 社
作業内容及び特定整備記録簿の記載内容	・ガラス交換 → 「⊗+ガラス交換の旨+構内外注の旨」を記載 ・レーダー交換 → 「⊗+レーダー交換の旨」を記載 ・エーミング作業 → 「Ⓐ+エーミング作業の旨」を記載

【記載例 2】

電子制御装置整備 (内)：構内外注、(外)：外注	
☐ カメラ	☒ レーダー
☐ レーザー	☒ ガラス (内)
☐ バンパ	
☒ エーミング	

【例 3】

ケース 3 : A 事業者がレーダー交換を行い、A 事業者が B 事業者にてエーミング作業を外注して、B 事業者がエーミング作業を行った場合

(記載内容等)

作業者	A 社	B 社
作業内容及び特定整備記録簿の記載内容	・レーダー交換 →「⊗+レーダー交換の旨」を記載 ・エーミング作業を外注 →外注した旨を記載	・エーミング作業 →「Ⓐ+エーミング作業の旨」を記載

【記載例 3】

【外注元 A 社】

電子制御装置整備 (内) : 構内外注、(外) : 外注	
☐ カメラ	☒ レーダー
☐ レーザー	☐ ガラス
☐ バンパ	
☐ エーミング (外)	

【外注先 B 社】

電子制御装置整備 (内) : 構内外注、(外) : 外注	
☐ カメラ	☐ レーダー
☐ レーザー	☐ ガラス
☐ バンパ	
☒ Ⓐ エーミング	

【例 4】

※事例は、本省 HP から抜粋（<https://www.mlit.go.jp/common/001355384.pdf>）

○ 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外において電子制御装置作業を実施した場合

① 入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

依頼者（使用者）の氏名又は名称
住所

天候及びエーミング作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由を記載

点検の結果及び整備の概要

点検 良好 劣化 整備	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他
----------------------	---	---	---	---	---	---	---

エンジン・ルーム点検

■パワー・ステアリング
ベルトの張り、損傷

■冷却装置
ファン・ベルトの張り、損傷
冷却水の量

■室内点検
ブレーキ・ペダル
遊び

足廻り点検

■ディスク・ブレーキ
☆ディスクとパッドとのすり傷
☆ブレーキ・パッドの摩耗

■ホイール
☆タイヤの空気圧
☆タイヤの亀裂、損傷
☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗
☆スベア・タイヤの空気圧
☆ナット、ボルトの緩み

車載式故障診断装置点検

OBDの診断の結果

日常点検

ブレーキ液の量
バッテリー液の量
冷却水の量

その他の点検・整備項目

注 ① エーミング（電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過）

別表

【記載例 4】

電子制御装置整備
(内)：構内外注、(外)：外注

☐ カメラ ☐ レーダー
☐ レーザー ☐ ガラス
☐ バンパ

☒ エーミング（電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過）

【例 5】

※事例は、本省 HP から抜粋（<https://www.mlit.go.jp/common/001355384.pdf>）

○ 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外において電子制御装置作業を実施した場合

② 離れた作業場（〇〇板金工場）でバンパ交換を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

依頼者（使用者）の氏名又は名称
住所

自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
点検（整備）時の走行距離

自家用乗

点検の結果及び整備の概要

点検 良好 劣化 整備	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他	交換 修理 調整 補修 清掃 点検 その他
----------------------	---	---	---	---	---	---	---

エンジン・ルーム点検

■パワー・ステアリング
ベルトの張り、損傷

■冷却装置
ファン・ベルトの張り、損傷
冷却水の量

■室内点検
ブレーキ・ペダル
遊び

足廻り点検

■ディスク・ブレーキ
☆ディスクとパッドとのすり傷
☆ブレーキ・パッドの摩耗

■ホイール
☆タイヤの空気圧
☆タイヤの亀裂、損傷
☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗
☆スベア・タイヤの空気圧
☆ナット、ボルトの緩み

車載式故障診断装置点検

OBDの診断の結果

日常点検

ブレーキ液の量
バッテリー液の量

その他の点検・整備項目

注 ② バンパ（〇〇板金工場）

【記載例 5】

電子制御装置整備
(内)：構内外注、(外)：外注

☐ カメラ ☐ レーダー
☐ レーザー ☐ ガラス
☒ バンパ（〇〇板金工場）
☐ エーミング

(18) 改正自動車点検基準について

改正自動車点検基準について

大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた車載式故障診断装置（OBD）を備えた自動車の定期点検基準の点検項目について、「車載式故障診断装置の診断の結果」を追加し、1年ごとに点検することを義務付け。（令和3年10月1日より施行）

<点検の実施方法>

< スキャンツールを用いる場合 >

スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続し診断の結果を読み取ることにより点検します。

< 識別表示を用いる場合 >

イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させます。そして、診断の対象となる識別表示が点灯又は点滅し続けないかを目視により点検します。

ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。

<識別表示を用いる場合における対象となる警告灯>

原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステムの警告灯、エアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両法の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）

原動機（異常）の警告灯		側方のエアバック（異常）の警告灯	
制動装置（異常）の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム（異常）の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバック（異常）の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準対象装置への追加に伴い決定

<整備の実施方法>

点検の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う。

(19)「道路運送車両法施行規則の一部改正に関する補足について（自社のウェブサイトにおける点検整備料金の掲載関係）」

業 務 連 絡
令和 6 年 6 月 2 7 日

各 自動車整備振興会 御中

一 般 日本自動車整備振興会連合会
社団法人
事 業 部

道路運送車両法施行規則の一部改正に関する補足について
（自社のウェブサイトにおける点検整備料金の掲載関係）

前略 標記改正につきましては、日整連第 6－9 6 号（令和 6 年 5 月 1 5 日付）等にてご案内しておりますが、今般、ウェブサイトへの料金掲載について除かれる条件の一つである「自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が 5 人以下である場合」における「常時使用する従業員の数が 5 人以下」をどのように判断すべきかについて国土交通省に再確認をしたところ、道路運送車両法施行規則第 6 2 条の 2 の 2 は事業者の遵守事項となっていることから、「事業者」ごとの判断となることが判明しましたので、ご案内いたします。

現在までに当該判断基準についてお問合せを頂いた際は、事前情報を基に「事業場」ごとの判断となる旨回答しておりましたが、実際は省令改正の調整過程において「事業者」ごとの判断とされていたとのことです。

つきましては、事業者におけるウェブサイトへの料金掲載に関する判断の際に、誤った判断をされないよう、貴会会員事業者に情報共有いただきますようお願い申し上げます。

草々

（本件に関する問合せ：日整連 事業部 根本、遠藤）

業 務 連 絡
令和 6 年 5 月 9 日

各 自動車整備振興会 御中

一 般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

道路運送車両法施行規則の一部改正について
(自社のウェブサイトにおける点検整備料金の掲載関係)

前略 自動車の法定定期点検整備を行う自動車特定整備事業者においては、道路運送車両法施行規則にて当該作業料金を依頼者が見やすいように掲示することとされていますが、先般、別添のとおり、官報（令和 6 年 4 月 30 日付 号外第 106 号）において「自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令」が公示され、「道路運送車両法施行規則の一部改正」が行われたことから、下記のいずれかの場合を除き、事業者自ら管理するウェブサイトにも点検整備に係る作業料金を掲載し、公共の閲覧に供しなければならないことと規定されましたので、取り急ぎお知らせします。

つきましては、本件について貴会会員事業者にご案内頂くとともに、適宜ご対応されるようご指導方よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、改めて貴会専務理事あてにご案内いたしますことを申し添えます。

草々

記

次のいずれかに該当する場合、ウェブサイトへの料金掲載が不要となります。

- ・ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が 5 人以下である場合
- ・ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

以上

(本件に関する問合せ：日整連 事業部 根本、遠藤)

○農林水産省
○経済産業省
○国土交通省

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年四月三十日

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年 厚生労働省、農林水産省、令第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

農林水産大臣 坂本 哲志
経済産業大臣臨時代理 国務大臣 高市 早苗
国土交通大臣臨時代理 国務大臣 坂本 哲志

改正後

（主務大臣）

第八条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

（略）	（略）	（略）
成田用水施設改築事業	（略）	（略）
群馬用水施設改築事業	群馬用水施設改築事業の対象である施設	農林水産大臣及び国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

改正前

（主務大臣）

第八条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

（略）	（略）	（略）
成田用水施設改築事業	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年四月三十日

自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令

（自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）

第一条 自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（揭示すべき事項等）

第六条 交付代行者は、事業場ごとに、自動車登録番号標を交付する業務を行う日時について、公衆の見やすいように揭示するとともに、当該交付代行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

改正前

（揭示すべき事項）

第六条 交付代行者は、事業場ごとに、自動車登録番号標を交付する業務を行なう日時を公衆の見やすいように揭示しなければならない。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 (自動車特定整備事業者の遵守事項) 第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。 イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合 ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合 二・三 (略)	改正前 (自動車特定整備事業者の遵守事項) 第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。 (新設) 二 (略) 二・三 (略)
改正後 第三条 港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 改正後 (船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示) 第三条の十 法第三十七条の十一第二項(法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による区域若しくは物件の指定又はその廃止の公示は、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定又はその廃止に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示するとともに、港湾管理者にあつては当該港湾管理者の、都道府県知事にあつては当該都道府県のウェブサイトに掲載により行うものとする。 2 (略)	改正前 (船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示) 第三条の十 法第三十七条の十一第二項(法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による区域若しくは物件の指定又はその廃止の公示は、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定又はその廃止に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。 2 (略)
改正後 (旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正) 第四条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 改正後 (運賃及び料金等の実施等) 第四条 (略) 2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。 一 一般乗合旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトに掲載その他の適切な方法 イ 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 二 一般貸切旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトに掲載 イ 一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合	改正前 (運賃及び料金等の実施等) 第四条 (略) 2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。 (新設) 二 (略)

三 一般乗用旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗用旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを持していない場合

3・4 (略)

(公示事項等)

第五条 (略)

2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを持していない場合

3 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、法第十二条第二項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一五 (略)

4 前項の規定による公示は、停留所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを持していない場合

(公示事項の変更の予告)

第六条 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。第十六条において同じ。）は、法第十二条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第三項の規定により公示した事項の変更について、法第十二条第三項の規定により公示するときは、緊急やむを得ない理由がある場合又は公衆の利便を阻害しない場合を除くほか、当該変更に係る事項を実施しようとする日の少なくとも七日前にこれをしなければならない。

2 前項の規定による公示は、営業所又は停留所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法

イ 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを持していない場合

二 一般貸切旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを持していない場合

(事業の休止及び廃止等の公示)

第七条 (略)

2 (略)

(新設)

3・4 (略)

(公示事項)

第五条 (略)

2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

(新設)

(新設)

3 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一五 (略)

4 前項の規定による公示は、停留所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(公示事項の変更の予告)

第六条 一般旅客自動車運送事業者は、法第十二条第一項及び第三項の規定により公示した事項の変更について、法第十二条第三項の規定により公示するときは、緊急やむを得ない理由がある場合又は公衆の利便を阻害しない場合を除くほか、当該変更に係る事項を実施しようとする日の少なくとも七日前にこれをしなければならない。

2 前項の規定による公示は、営業所又は停留所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(事業の休止及び廃止等の公示)

第七条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法

イ 一般乗合旅客自動車運送事業者が常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイト有していない場合

二 一般貸切旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイト有していない場合

三 一般乗用旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗用旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイト有していない場合

（遅延に関する公示）

第十六条 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、速やかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を公示しなければならない。

2 前項の規定による公示は、関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法

イ 一般乗合旅客自動車運送事業者が常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイト有していない場合

二 一般貸切旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法

イ 一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイト有していない場合

（事故に関する公示）

第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により事業計画又は運行計画に定めるところに従って事業用自動車を運行することができなくなったため、旅客の利便を阻害するおそれがある場合は、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公示しなければならない。

一五（略）

2 前項の規定による公示は、関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示するとともに、一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。ただし、一般乗合旅客自動車運送事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイト有していない場合

3 前二項の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（遅延の揭示）

第十六条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。

（新設）

（事故に関する揭示）

第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により事業計画又は運行計画に定めるところに従って事業用自動車を運行することができなくなったため、旅客の利便を阻害するおそれがある場合は、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

一五（略）

（新設）

(小型船造船業法施行規則の一部改正)

第五条 小型船造船業法施行規則(昭和四十一年運輸省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(小型船造船業登録済証の掲示等)		(小型船造船業登録済証の掲示等)	
第二十一条 小型船造船業者は、小型船造船業登録済証について、当該登録に係る事業場の見やすい場所に掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該小型船造船業者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。		第二十一条 小型船造船業者は、小型船造船業登録済証を当該登録に係る事業場の見やすい場所に掲示しておくものとする。	
一 小型船造船業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合		(新設)	
二 小型船造船業者が自ら管理するウェブサイトをしていない場合		(新設)	
2 (略)		2 (略)	

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

別記様式第二十六号 (第八十一条関係)

標 識

マ ン シ ョ ン 管 理 業 者 票			
登 録 番 号	国土交通大臣 () 第	号	
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日 から	年 月 日	まで
商 号 、 名 称 又 は 氏 名			
代 表 者 氏 名			
主たる事務所の所在地	電話番号 ()		
35cm以上			
25cm以上			

改正前

別記様式第二十六号 (第八十一条関係)

標 識

マ ン シ ョ ン 管 理 業 者 票			
登 録 番 号	国土交通大臣 () 第	号	
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日 から	年 月 日	まで
商 号 、 名 称 又 は 氏 名			
代 表 者 氏 名			
この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名			
主たる事務所の所在地	電話番号 ()		
35cm以上			
30cm以上			

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年六月三十日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にマンション管理業者が掲げているこの省令による改正前のマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識は、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後のマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識とみなす。